

令和元年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和元年6月7日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 元 年 6 月 1 0 日 午 前 9 時 0 0 分 令 和 元 年 6 月 1 0 日 午 後 4 時 4 7 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 中 宏 之	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	湊 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	4 番	井 上 敏 文	5 番	坂 井 正 隆	6 番	三 苫 紀 美 子
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	環 境 課 長	武 富 和 隆	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	産 業 課 長	一ノ瀬 和 義	○
	教 育 長	熊 崎 知 行	○	農 業 委 員 会 事 務 局 長	納 富 智 浩	○
	総 務 課 長	山 中 晴 巳	○	こ ども 教 育 課 長	百 武 一 治	○
	建 設 課 長	坂 井 武 司	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	福 祉 課 長	松 尾 徳 子	○	政 策 課 長	田 中 盛 方	○
	町 民 課 長	溝 口 進 洋	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	平 川 智 敏				
	書 記	永 尾 史 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和元年6月10日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 元 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
石 津 圭 太	1. 江北町立江北小学校のスポーツ設備の整備について 2. ふれあい交流センターネイブルの多目的ホールの設備の補修と改善について
江 頭 義 彦	1. 「困り感」を抱えた児童・生徒の状況と対策について 2. 育英資金の貸与状況について 3. SDGs への取り組みについて
井 上 敏 文	1. 町内に点在する空き家等、危険家屋の対応について 2. 下水道事業を民営化できないか
三 苦 紀 美 子	1. 総合的な降雨等の排水管理について 2. 豪雨に対する対応について 3. わが町の産業振興について 4. 住宅に隣接した水路の取り扱いについて
池 田 和 幸	1. 学校教育施設の現状と課題 2. 上小田地区の活性化は
瀧 上 正 昭	1. 自然災害に対する防災・減災対策

午前9時 開議

○西原好文議長

日程に入ります前に、皆様方に土曜日の基山町への研修、大変お疲れさまでした。参加されている議員誰もが経験されたと思うんですけど、うちの町と違って、一般質問等の改革も今後うちの町で取り組んでいきたいなと思ったところがございます。

それでは、ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年第3回江北町議会定例会会期4日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言を許可いたします。

1番石津圭太君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○石津圭太議員

おはようございます。石津圭太です。初めての一般質問ですので、先輩方のようにうまく伝え切れないと思いますが、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告書に従い、質問を行わせていただきます。

江北町立江北小学校のスポーツ設備の整備について質問させていただきます。

まずはこちらをごらんください。

(パワーポイントを使用)江北町立江北小学校の運動場にある野球用のバックネットなのですが、写真のように穴があいているため、野球ボールが道路に出ていき、ボールを拾いに行く子供、また、通行する車にも大変危険だと思われまます。事故につながる危険性もあり、指導者や保護者の方々より整備を望む声が多数上がっております。こういった危険性を訴える声を把握されているのでしょうか。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長(百武一治)

おはようございます。それでは、石津議員の御質問にお答えします。

小学校の南東のほうにある少年野球が使っているバックネットの件なんですけれども、昨年5月の初めに少年野球の関係者の方から、防球ネットの補修について補助金がないかというような御相談がありました。補助制度がなかったことから、補助金はないというような御回答をしております。

その折、町の職員でそのネットの状況を確認いたしました。至急対応するまでにはなっていないことから、しばらく様子を見ることにしておりました。ことしになって改めて現

状を確認したところ、主にバックネット中央部に破れが生じており、ボールが道路に転がる可能性が絶対ないとは言えないようなことから、安全面の確保を行うためにも防球ネットの補修が必要と考えておるところでございます。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

ネットについては25年、ポールについては42年が経過しているということだったので、一度、野球部の部費でワイヤーから下の部分を20年前に取りかえているということだったので、野球部の保護者さん、指導者の方からは、町のソフトボール大会などで使用するのに野球部の部費を使うのはどうなのかという質問が来ましたが、どうでしょうか。よろしくお願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

長年、少年野球関係者による自主的な補修で機能を保持するというをやっていたいております。議員言われるように、ネットの経年による劣化が激しく、応急的な補修では機能を保持することが困難な状況になっているかなということも感じております。なので、改修については、今回、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

百武課長、結局、町もソフトボールの競技等で使いよるじゃなか、ネット。それば言わんばいかんさ。町の大会をあそこでするわけやから。今、それば聞きやった。町のソフトボールとかさ、町主催のソフトボールとかなんとかで野球のネットば使いよるわけやろう。

百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

体育協会が主にソフトボール大会等で使われておりますので、そちらのほうの競技もあるということから、今までそういったふうに劣化のほうを見ていなかったというのは、教育委

員会のほうも見ていなかったのかなということで反省をしております。ネットの補修については、何回も言いますように改修をしていくように考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

改修はいつごろ予定なのかというのを、大体でいいので、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

補修の状況にもよりますけれども、簡易なものであるというようなことであれば、既存の予算、もしくは補正で対応するかと思いますけれども、大々的にしたほうがいいということであれば、当初予算等にのせて対応したいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津議員よろしいですか。石津君。

○石津圭太議員

（パワーポイントを使用）穴が大分、写真があと2枚あるんですけども、こういったふうに大分老朽化が進んでおります。早急な対応を町民の皆様は願っていると思いますけれども、何というんですかね、いつごろというのが明確にですね、予算とかじゃなくて大体でいいんですけど、聞いてほしいとのことだったので、そこを教えていただきたいんですけども。お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

改修の時期については、先ほども申しましたように、予算あってというか、予算を伴うものがございますから、遅くとも当初予算に上げるということですので、当初予算後ですけれ

ども、来年の早い時期に改修できればと考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

グラウンドの件で、そうしたら、当初予算と言われたら来年になる……（「一番遅くても」と呼ぶ者あり）一番遅くてですね。早くていつぐらいになるんでしょうか。遅くて、来年。

○西原好文議長

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

いつ、何月何日ごろにできるとか、そういうお話はちょっとここでは言うことはできませんけれども、その補修の状況によって、既存予算、もしくは補正で対応できる分であれば、年度内にでもできると思います。私が言った来年度というのは、大々的にやった場合、費用もかかると思うので、それについては当初予算に計上して、来年度早い時期に改修できればというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。石津議員の御質問に私のほうからお答えをする前に、冒頭、議長からも御紹介がありましたとおり、先週の土曜日、基山町議会で行われております休日議会に議会の皆さん方と一緒に視察をさせていただきました。松田町長、また、品川議長を初め、関係者の皆様には改めて受け入れをいただいたお礼を申し上げたいというふうに思いますけれども、恐らく御出席をされた議員の皆様方は大変参考になったという御感想をお持ちなのではないかなというふうに思います。土曜日ではありましたが、どうですかね、30名ぐらいだったですかね、傍聴の方がおられまして、やはりこれから町政に関心を持っていただくための取り組みとしては、やはり私は有効なのではないかなというふうに思っております。

す。

現在、議会のほうで御検討いただいているということでもありますから、当然、我々執行部もそれに応じて対応するようになると思いますけれども、ぜひ執行部としては休日議会、または夜間議会等、町民の方が広く、言ってみればライブでこうしたやりとりを見ていただける機会をぜひつくっていただければなというふうに思っておるところでございます。

また、石津議員におかれましては、今回初めての一般質問と。しかも、トップバッターということで、何番目かであれば先輩議員の皆さん方の質問のやり方なんかも見られて参考にすることができると思うんですけれども、いきなりだからなかなかほかの議員たちのすることをまず見てということでもないし、しかも、ある意味、厳粛な場で自分のお考えを述べられるというのは大変緊張されるんだろうというふうに思います。

ただ、誰でも初めてのことはあるものですから、恐らくこれから御質問を重ねていければ、そうしたことも、初めてのときはそういうことも思ったなというふうに思うことになるんじゃないかなというふうに思いますし、まだ冒頭だけではありますけれども、大変しっかり御質問をいただいているなというふうに私なりに感想を持ったところであります。

その上で、先ほど来、教育委員会のほうで答弁をしてもらっているわけでもありますけれども、基本的には教育委員会の所管なものですから、私がしゃしゃり出て答弁ということにはなりませんし、その基山町議会も、町長はあんまり答弁しんざらんとですよ。しんざらんわけではないんですけれども、冒頭で少し言われて、あとは中身は、個々具体的なやりとりは各課の課長が答弁をされておりました。私はそのやりとりが非常にすばらしいなと思ったのは、本当に具体的にそれぞれの課の課長が、自分がそこの現場の責任者であるという自覚のもとだと思いますけれども、恐らく事前の準備も当然町長ともされてはおられたと思いますけれども、しっかり答えておられるなど。ある意味、町の方針めいたことみたいなものも課長の口から答弁をされていたのが非常に印象的でありました。ここはちょっと性格もあるものですから、なかなか私もじっとしておられないたちなので、すぐ手を挙げたくなるんですけれども、今回の基山町議会を拝見して、私も自分が答弁をするのは少し控えたほうがいいのかなと思ってはおりましたものですから、もともと教育委員会の所管ではありましたからということもありまして、なるべく答弁は控えたほうがいいかなと思ったんですが、当然、今回、石津議員の御質問を受けて、我々課長たちの中でも、私たち三役も含めて、議会のどのような方針で答弁をしようかということも答弁をいたします。

その中で聞いておりましたのが、もともとあのネットそのものが町でつくったのか、少年野球のほうでつくられたのかがわからんですもんねと。だから、それがどっちが設置者なのかはつきりせんと、町のほうで修理するということには即ならないというような考えがあったり、去年、保護者の方が来られたのは何か、恐らく少年野球で補修をされようとして、補助金がないかというお問い合わせを受けたものだから、補助金についてはないということでお答えをしたということでありました。

ただ、御指摘のとおり、どちらがつくったかを今から時間をかけて確認する以前に、するよりはというんですかね、するよりも先に、先ほどから御指摘いただいているように、やっぱり危ないものですから、緊急避難的と言ってもいいかもしれませんし、もともと小学校にある施設なわけですから、小学校のと言うかどうかは別として、やはりそういう意味では管理上の問題もあるものですから、それは町のほうで必要最小限の安全対策はやっぱりやった方がいいんじゃないかということで議論もしておったところでもあります。

ですので、今回についていえば、しかも、きょう御質問になって初めてお聞きしたんですけれども、確かに町民ソフトボール大会で逆に、仮に少年野球でもともと設置をされておられたものだとしても、町のほうでもある意味使わせていただいているわけですよ。そういうことであれば、町のほうで修繕をするというのは何ら問題がないというふうに思いますので、我々予算編成権者として、教育委員会から町長部局にそうした要求があれば、それは即対応させていただきたいなというふうに思います。

それで、もしかすると、この後の御質問かもしれませんけれども、どの程度というか、どういうふうに修繕をするのかということがあるんだろうと思うんですよね。これについては、実は今、小学校そのものの施設のあり方もいろいろ検討しております。ですから、それはお金をかければ、ぴしゃっと全部やり直すということもできなくはないんですけれども、そうした町のいろんな計画というか、現在抱えている諸課題との調整であるとか、あとはもちろん費用の問題もあります。当然、既存の予算の中で対応ができないということであれば、補正予算でも組まさせていただかないと、ちょっとできないということにはなるんですけれども、少なくとも、あそこに穴があいているがゆえにボールが外に出て、例えば、場合によっては車道に出たりして危ないという、その危険そのものは早急に対応させていただきたいというふうに思っておりますし、9月ですか、また町民ソフトボール大会も、実際町で使わせていただくチャンスもあるわけですね。だからといって、その前にというと、何か町が使う

からということになるものですから、どうもそれだけではなくて、いろんな子供たちの大会もあるやに聞いておりますので、既定の予算で対応ができる、必要最小限の修繕であれば多分対応ができると思います。ですから、それを前提としてではありますけれども、早急に修繕してもらいたいと教育委員会には申し入れをしたいというふうに思いますし、この答弁を受けて、仮にそれであればいつごろできるということは、ぜひ教育委員会から答弁をしてもらいたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

わかりました。

○西原好文議長

教育委員会に答弁ばさせましょうか。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

最終的にさ、ちょっと言うぎ修繕的なものはいつごろになるかという答弁はできますか、今、町長が言うたごと。

答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

既存予算であれば、幅というか、大きさにもよりますけれども、業者に発注して対応できれば近々でも、8月ぐらいまでには修理はできると考えています。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少しだけ補足を。

議会の答弁を見ておられる方がよく言われます。そがん課長たちが答弁しよつとばわざわざまた町長が補足したり否定したりするとはおかしかとやなかかと言われるんですけど、当然、それはそうだろうなと思う一方で、やはり町として、町の代表としてきちんと答弁の中身であるとか、もっと言うなら品質をやっぱり保証する責任があるものですから、積極的に

私が出るということはしなくても、やはり最終的なところは私のほうでお話をせんばいかなかなというふうに思うので、ぜひそこはごらんになっている方も御理解をいただきたいなというふうに思います。

よくウォンツとニーズという言い方をしまして、もちろん、お金がたくさんあれば、あれを全面的に張りかえてほしいというのが多分ウォンツなんだと思います、してほしいということでは。ただ、それと別にニーズというのがあって、ニーズというのは本当にせんばらんことは何かというと、恐らくあそこに穴があいているがゆえに発生する危険性をぜひなくしてほしいということが多分ニーズなんだろうというふうに思うんですね。ですから、いただくウォンツ、そういう御要望を全部受けることはいろんな制約もあったり、予算的な制約もあってできないことはあるかもしれませんが、あその危険性をなくしたいというニーズには多分我々はお応えができるというふうに思いますし、お応えする必要があるんだというふうに思っています。

先ほど教育委員会から答弁がありましたとおり、既存の予算を活用させていただいて、早急に安全性の確保をさせていただきたいということでもありますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

グラウンドの件に関しては理解しました。

そしたら、次に移らせていただきます。

○西原好文議長

石津議員、この2番目はいいと。②。

石津君。

○石津圭太議員

済みません、②のでできれば現在老朽化している防球ネットを金網で修理をお願いしたいということですが、どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

石津議員の御質問にお答えいたします。

ちょっと先回りして答弁してしまったようなところがあるんですけども、あれを金網で全部やりかえるということになると、恐らく経費もかかりますし、時間もかかりますし、先ほど答弁の中で申し上げましたように、施設そのものをどうするかというようなことも今検討しているものですから、先にそれだけやるということになれば、手戻りも出るものですから、そこは少しお時間をいただきたいというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、とにかくあそこの安全を確保するための対策については教育委員会に早急にしてもらいたいというふうに思いますし、じゃ、具体的に何月何日なのかということについては、多分、何月何日に大きい大会があるもんねと、どうせ修繕してくれるならこの前にしてもらっていたほうがいいのか、そういうことがあるんだろうと思いますので、ぜひそういう情報をまたお知らせいただいて、具体的にいつまでにやりましょうということについては個別に教育委員会と協議をしていただければと思いますが。よろしいでしょうか。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

次に行かせてもらっていいですか。

○西原好文議長

次に行ってください。石津君。

○石津圭太議員

次の質問に移らせていただきます。

ふれあい交流センターネイブルの多目的ホールの設備の補修と改善について質問したいと思います。

こちらにも写真がありますので、ごらんください。

（パワーポイントを使用）このようにふれあい交流センターネイブルの多目的ホールには、コート間にネットがなく、隣同士競技中のボールが飛び交い、転倒した利用者もおられます。現状このようにネットで対応していますが、高さも大変低く、大体1メートルないぐらいの高さで、窓のところに結んで設置をされている状態です。自分も毎週バレーボールの指導で

利用させてもらっていますが、結構な頻度でボールが飛んでいたりしております。また、コートラインがわかりにくいいため、バスケットボール競技においては選手同士が接触するという事例も発生しております。

ラインについてはこれなんですけれども、黄色がバスケットボールのラインになります。コートラインの補修とコート間のネットの改善は可能でしょうか、よろしくをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

ふれあい交流センターネイブルの多目的ホールでございますけれども、平成15年9月に町民の文化の向上と健康の増進に寄与する施設ということで設置をされております。当時は佐賀県西部地区における大規模な公式な試合、国際試合とか、そういった公式な試合ができるような代表的な多目的文化体育館、多目的ホールを目指して建設をされております。現に平成19年には全国高等学校総合体育大会でバドミントン競技大会の会場にもなっております。また、多目的ホールとしては、NHKの「のど自慢」が平成15年、平成25年と開催された経緯がございます。多目的ホールのコート間の間仕切りネットの設置についてですけれども、先ほど申しましたように競技に影響があるスポーツもあるということ、それから、文化イベントに対応するため、壁面天井に音響板を使用して音響調整の配慮をして、スポーツ、文化両方の利用目的を建設されております。なので、建設当時から間仕切りネットは設置しておりません。コート間のボールの飛び出しについては、議員が先ほど写真でも御紹介されたように簡易な防球ネットで現在指定管理者が対応しておりますけれども、その状況については利用者の指導や新たな対策について現状の確認をもうちょっと行って、指定管理者と協議をして対応していきたいと考えております。

それから、コートラインがわかりにくいということですが、光の当たりぐあいでもコートラインが見えにくくなるというふう聞いております。特に、バスケットボール競技のラインは黄色で、黄色というのも標準指定のラインではあるんですけれども、フロアの色が一緒というようなことで、光の当たりぐあいで見えにくくなっているということもあります。これについてはラインの色を変えとか何とか、直ちにということではできませんけれども、将来、フロアの研磨等が出てくるようなときにまた協議をして、改修できればとい

うふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

ラインについてはコート研磨を行うときに同時にできないかという声が上がっていますが、研磨についてはいつ御予定でしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

いつという時期が何年何月とかそういうことは今申し上げることはできませんけれども、先ほどから教育施設のあり方とか、整備の計画、基本方針を今策定しているところでございます。その中で、ネイブルにおいても個別施設計画を作成しておりますので、その中でいつごろに改修をするということが打ち出されてくることとなります。ちょっといつにやるというのは、まだここでは申し上げることはできません。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

（パワーポイントを使用）多目的ホールではありますが、平成30年度の利用目的別件数はグラフのとおり、画面を見ていただくとわかるように、948件中、スポーツ、運動が892件、その他が56件と、94%の割合でスポーツ、運動が占めています。できれば、江北町はスポーツの町を宣言されているので、早急な対応をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

石津議員の御質問にお答えします。

多目的ホールの、まず、間仕切りネットの設置については先ほども申しましたように、文

化の面の利用者もあるということから、これについては文化面、それから体育で利用される方含めて協議を行って、意見を聞いて、取り組んでいきたいと思ひます。

それから、コートラインについてですけれども、先ほど申しましたように、研磨についても個別施設計画の中で上げていくわけですけれども、平成15年にできているわけですので、もう15年以上たとうとしていますので、これについても早い時期に盛り込めるようなことを計画してまいりたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

石津君。

○石津圭太議員

ありがとうございました。これで自分の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○西原好文議長

1番石津圭太君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開9時50分。

午前9時37分 休憩

午前9時50分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

2番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

○江頭義彦議員

おはようございます。2番議員の江頭義彦でございます。よろしく願ひいたします。

小学校では、東京の小学校との交流事業で江北町のよさを見直すよい機会となり、中学校では、オーストラリアとの海外交流事業を通してグローバル化に対応した教育が始まっております。

また、特別支援教育の充実として支援員の配置、不登校対策の充実としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、教室へ入れない子供に対しては別室における学校生活支援事業を活用して支援員の配置を行い、教室復帰を目指して取り組まれております。

また、学校給食費の全額補助により保護者の方の経済的負担を軽減し、子育てしやすい町として手厚く取り組まれています。

一方、全国に目を向けてみますと、連続して幼児や児童が犠牲になる事件、事故が発生しております。そのような事案を耳にするたびに、どうにかして防ぐ方法はなかったのかと悔やまれます。改めて教育の果たす責任の重さを感じているところです。

なお、子供たちを取り巻く環境も複雑かつ厳しいものになっており、一人一人の子供に寄り添った支援のあり方についても検討する機会としていきたいと考えております。

通告に従って3問質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

1問目です。

子供が毎朝元気に行ってきますと登校することは、保護者にとっての願いであり励みでもあります。その子が徐々に学校へ足が向かなくなり、学校へ行きたくないと言い出し、玄関から動こうとしません。

また、部屋に閉じこもり、外へも出ません。すなわちひきこもり状態に近くなっていきます。

また、1日も休まずに元気に登校していた子供が突然登校ができなくなってしまうケースも見られます。今はそのようなことがどの子にも起こり得るし、その要因、背景は多様であります。不登校の児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、全ての児童・生徒が安心して学べる環境を実現するための支援について、行政として何ができるのかを考えてみたいと思います。

今、困り感と揭示をしておりますが、不登校という言葉を超えて使いたくないものですから、登校に対しての困り感、そういうふうに捉えていただければいいかなというふうに思っております。困り感を抱えた児童・生徒の状況と対策について、何回となく議題を取り上げてあるかと思いますが、改めて今回、教育分野で質問させていただきたいと思います。

①登校における困り感を抱えた児童・生徒の数がどのくらい現在いらっしゃるのか。②その数をどのように現実を受けとめてあるのか、1番、2番あわせて御答弁願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

まず、1問目の、これ、困り感を抱えた児童・生徒ということでは言ったほうがよろしいですよ。 （「はい、不登校のことです」と呼ぶ者あり）不登校と言ってもいいですか。

平成30年度で申しますと、小・中学校の不登校生徒数ですけれども、不登校による欠席が30日以上が小学校で1名、中学校で11名、不登校による欠席30日未満が小学校で1名、中学校で2名、合計の小学校2名、中学校13名となっております。

その数をどう受けとめられているかということですが、教育委員会としては、児童・生徒が学校で学習することを、まず第一に考えております。不登校児童・生徒は年々増加傾向にあり、教育委員会としても最重要課題として捉えているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。佐賀県のほうでも最重要課題ということで、不登校といじめが現在挙げられているかと思えます。今お話しのように、増加の傾向にあるということも答えをしていただいたと思えます。

では、子供の現状について、その子供たちが実際どのような状況であるのか。学校までは来れるのか。もう学校にも来れないのか。自宅から出られないのか。週に一、二回は来れるのか。そのあたりが先ほどの15名ですか（「13名ですよ」と呼ぶ者あり）13名、わかりましたら御説明のほうをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

現在の本町における子供の状況ですけれども、平成30年度、令和元年度5月末までということで御報告をしたいと思います。

平成30年度ですけれども、全欠、全く学校に来ていないという子は小学校、中学校ともありません。学校には登校というのが小学校で2名、中学校で13名で、教室に入れないというのが小学校ではありません。中学校で1名でございました。中学校で教室に入れないという

のは、1日しか教室に入れなかったという生徒がいたということです。

令和元年ですけれども、全欠の生徒は、小学校はいません。中学校に1名。学校には登校というのが小学校で2名、中学校で6名。教室に入れないというのが小学校で、4月は教室に入れたんですけれども、5月から入れないという子が1名、中学校にはおりません。中学校のほうで全欠1名というのは、こちらのほうは適応指導教室、県のほうのしいの木の方につながっている子供でございます。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。自宅から出れないというところまでは幸い至っていないということで、現在の状況について言っていただきましたが、今、適応指導教室ということで、佐賀県教育センターのほうにあるしいの木の方だと思いますけれども、その子の状況といたしますか、1週間にどのくらいそちらのほうに行っているのかとか、その子に対する支援の状況といたしますか、そういうのがもしわかってありましたら、よろしくをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

現在、月に4日から5日程度、通級しているということで、あと、家庭訪問とか家庭連絡とかを行って指導されているというところです。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。しいの木というと大和町の教育センターの中にございますので、なかなか毎日というわけにはいかないのかなというふうに理解しております。

そしたら、学校に登校はできても教室に入れられない子供もいらっしゃるかと思いますけど、そのあたりのその子供たちの支援というのを、よろしかったら教えていただければと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

別室での授業ということで、中学校にはビッキールームというのがございます。そちらのほうに来てもらって、個々に合った学習内容を指導しているというところでございます。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

では、教室に入れない子供たちの指導は、そういうビッキールーム、学校によっては教育相談室、相談室といたり、または保健室までは登校できるとかいう状態の子供たちもいるかというふうに聞いています。

では、その子供たちのビッキールーム、もしくはそれ以外の相談室等での指導は、担任の先生は授業がもちろんありますので非常に難しいかなど、空き時間に覗いて、自分のクラスの子供たちを見るというくらいは、声かけをすとか、それくらいはできると思いますが、ビッキールーム内での指導あたりはどなたがされているのか、よかったら教えてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

ビッキールームでは、特に今年度から町費の学校教育支援員を3名雇用し、週5日で1日7時間ということで、昨年よりも拡充して指導をしているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

補足説明を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

おはようございます。江頭議員の回答に補足をさせていただきたいと思いますが、ビッキールームに学校教育支援員を配置しているのは1名で、あと残りの2名は教室内を回って

いただいているということでございます。

その学校教育支援員さんは、特に先生の免許を持っているとかいうことではないので、担任の先生のアドバイスなんかを受けながら、子供と計画、1日どうやって過ごそうとか、どれぐらい教室に行こうとか、そういうようなものを子供と一緒に作りながら、子供の態様に合わせて動いていただいているというところでございます。毎日、記録もとっていただいております、その記録を担当の先生も見たり、時によっては保護者の方も見られているという状況だというふうに認識しています。

以上でございます。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。今年度から支援のほうを充実させてあるということで、支援員さんにつきましてはよくわかりました。あと、スクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカーについては、今、月何日ぐらいで運用できているのかというのを、よかったら教えてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

まず、スクールソーシャルワーカーですけれども、小学校では年間624時間、52週の週3日間の1日4時間という計算です。それから、中学校には県費で月20時間ということで年240時間、町費で年480時間ということで、合わせて720時間の活動をお願いしております。

それから、スクールカウンセラーについては、小学校では町費で年間140時間、月12時間です。それと、中学校では県費として月10時間で年間120時間、町費として月12時間で年間140時間程度ということで活動をしていただいております。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。月何時間、月あたりの時間で答えのほう教えていただきましたけれども、大体週に直して、週何日という感じで伝えていただくと、もう少しわかりやすいかなと思いますので、そのあたりをお願いしてもいいでしょうか。週何時間の何回とかですね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

スクールソーシャルワーカーでいいますと、週3日で1日4時間ということです。小学校も中学校もそうでございます。

あと、カウンセラーについては、月とか週の縛りはなくて、大体月であれば、小・中学校とも12時間程度ですね。なので、週何日とか縛りはない中で活動されております。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。月で12時間ということであれば、6時間で2日という感じで理解してよろしいでしょうか。月に2日ということですね。

そこで今、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという話が出ましたので、ちょっと小さいかもわかりませんが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、どのような仕事をされるかということで、イメージをしていただければと思います。スクールカウンセラーは、主に助言、援助、悩みのある児童・生徒へのカウンセリングで、基本的に児童・生徒の心理に関する専門的な知識を持った方で臨床心理士の資格を持った方ですね。あと、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士とか精神保健福祉士等がなられるということで、実際、スクールカウンセラーにしても本人さん、保護者の方の相談、月2回ということでしたけれども、相談等をしていただいているということです。スクールソーシャルワーカーにつきましては、連携調整、主に家庭、貧困対策とか、ひとり親家庭とか、いろんな家庭の連携というのが主な仕事ではないかなというふうに思っているところでございます。

そこで、⑤番に上げさせてもらっておりましたけれども、子供への学力、中学校の場合でいきますと、やがて受験を迎えていきます。実際、子供たちが2年生、2年生になったときに、自分の進路あたりで不安を抱えたままで過ごしていく子供たちもいるんじゃないかなというふうに思います。それは保護者にとっても非常にそれは一番気になられるところじゃないかなと思います。ですから、子供への学力保証といますか、進路保証といますか、そういった面では、このスクールカウンセラーの先生、またはスクールソーシャルワーカーの先生のお力以外に、いろんなお力をかりる必要があるのかなと、今現在、全く登校できないという人はいないということでありましたけれども、しいの木に月四、五日行っていますという、そういう子供たちも含めて、過去にどうだったのかというのはもうお尋ねしませんけれども、現状としてどの子も起こり得るという形で、そういう危険性というか心配を抱えているという現状を、今後こういう手厚くされているお話は十分わかりますけれども、そこで私のほうとしては、ひとつここで、適応指導、指導という言葉が非常にかたい言葉なので、適応支援と言いかえてもいいんですけれども、こういう教室を学校外に設置してはどうかというのを、ここで提案をしたいと思います。

(パワーポイントを使用) これは市町村の教育委員会が長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、学籍のある学校とは別に市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室です。ちょっとわかりにくいかと思いますが、図でイメージを持っていただければと思いますが、右の方、青いところは本来の学校ですね。江北中学校とか江北小学校とかいう学校でございます。そこには、先ほどから御説明がありましたようにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方が月に2回とか、週に3回とかお見えいただいております。子供たちは教室に入れない場合は、先ほどお話があったように支援員さんが入っているビッキールームとか、場合によっては相談室や保健室等を利用している子も、年度によっても違うかと思いますが、そういう状況です。

私が先ほど申しました適応指導教室といますのは、学校外に室長、教職の経験をした方がいらっしゃって、学校になかなか足が向かない子供たちをそこで温かく迎えると、生徒さんも男子もいれば女子もいるでしょうから、支援員さんとしてどちらにも対応できるような、室長さんは毎日いらっしゃって、支援員さんは2日とか3日とか、時間制の支援員さんにそこに行ってもらおうと。そこは不登校の原因が心理的な面だけじゃなくて、学習のおくれ等も

ある子には学校での6時間授業とか、そういうのは非常につらいものがあるものですから、学習の時間は少し軽めにして、だからといって規則正しい生活をするためにスポーツとか、読書とか、調理実習とか、パソコンとか、そういうカリキュラムを組んで、そういうところに通うというふうな適応指導教室というのがございます。

今、佐賀県内には適応指導教室、10市6町に開設をされております。ちょうど中ほどに大町町と江北町がありますけれども、本町のほうはまだ適応指導教室というのがございません。市内のほうは、広範囲に及ぶところもありますので、武雄市とか、伊万里市とか、佐賀市とかは、そういう適応指導教室を2つ用意しております。

今お話にありました、なかなか学校に行けない子供たちは星印のところ、江北町から佐賀市の大和町のしいの木というところに通って、月四、五回行っているというお話でございます。本人が自力で行くというわけにはいかないでしょうから、送迎の問題とかあるのではないかなというふうに思っています。

そのように各市町には学校と別に子供たちが規則正しく生活できるような社会的自立を促すような、そういう施設があります。大体平成12年ころ、一斉にできております。近くでいけば、白石町のほうが平成23年ということで開設をされておりますので、ちょっと白石の方の中の様子を撮ってきましたので見てください。

ここは子供たちが通ってくる談話室、ここでゆっくり過ごすということになります。学校に行けなかった子供たちが、こっちのほうに入ってくると。そして、エネルギーが少しできると学校のほうに登校したりしているということで、これは旧有明庁舎のほうに開設をしてありました。これはもう9年目に当たるというお話でございました。これが学習室です。子供たちが自分たちのカリキュラムに沿って、自分たちが決めた1日の生活を行っているところです。これは学習室の壁面です。これは全体的な雰囲気ですけど、こういったところができないかなと思います。

ここに書いておりますけど、適応指導教室の新設についてどういうふうと考えてあるかということと、この子供たちも今は全く登校できていないと、家から出られないという子供はいないということですけども、今後、そういう子供たちも出てくる可能性もあるということで、江北町の貴重な人材として、どの子にも視点を当てていけたらというふうに思います。

ちょっと戻しますけど、イメージとしては、青い図のほうが中学校なり小学校ですね。エネルギーがたまれば、適応指導教室からも学校のほうに行けると、またちょっとエネルギー

が下がってくると、やはりそういうところ、適応指導教室あたりにまた行くというふうにしていますので、適応指導教室に対しての最後の総括になりますけど、御意見を聞かせてもらいたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

適応指導教室については、非常に御丁寧なわかりやすい説明をしていただいて本当にどうもありがとうございました。確かに県内に16市町で適応指導教室が配置されていて、そこに子供たちが通っているということは重々承知をしております。

江北町においても、適応指導教室を置いたほうがいいのかどうかということについては検討させていただきました。現在の状況からすると、江北小・中学校には来れていないけれども、町外の適応指導教室に行けている子供以外では、週に1日、2日、3日と学校に来れている状況でございます。ということでございましたので、今年度については、別室を充実させようという施策のほうに重点を置いてやらせていただいております。1日、2日、3日というふうに来れていますので、それが1カ月、2カ月して2日とか3日とかふえていくことを期待しながら、子供たちの状況に合わせて指導をしていくということで、今後もやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員の御質問に私のほうからもお答えをいたしたいと思います。

言うまでもなく、学校教育に関しては教育委員会の専権事項ではありますが、先ほど御質問の中に人材育成でありますとか、まちづくりの視点からということでありますので、私も答弁させていただいてよかろうと思って、答弁をさせていただきます。

まず、江頭議員におかれましては、初質問ということではありますが、やはり長年教壇に立っておられた御経験もあらわれて、演台でも大変堂々たる御質問をされていらっしゃるというふうにお見受けをいたしました。今回3問御質問いただいておりますし、質問時間は

1時間ということになっておりますものですから、学校と一緒に1時間たったらチャイムが鳴りますので、ぜひ3問しっかり御質問いただき、私たちもそれに答えるべく準備をさせていただいているものですから、もちろんペース配分はお考えかと思えますけれども、ぜひ3問目まで私たちもお答えをさせていただきたいというふうに思います。

その上で申し上げますと、御存じのとおり、言うまでもなく子供たちというのは、我々江北町の次の時代を担う主役なわけであります。ですから、残念ながらといってしまうか、学校に行けないからといって、そうした学習の機会を奪われるということは、私はあってはならないというふうに思います。

そうした中で、また、行われます総合教育会議のときにも言いたいですけれども、私としては本当に学校を前提としないといけないのかということなんですよね。ビックルームなど、校内にそうした教室が設けられておるというわけですが、学校そのものに行けないわけですから、何というんですかね、それを学校の中に置くということがどうなのかとか、先ほど適応指導教室、じゃ、学校外に置いたらということですが、江頭議員は指導という言葉が強すぎるとおっしゃいましたけれども、私は適応という言葉そのものも、何に適応をさせるために指導する教室なのかということが大事なんだろうというふうに思います。それが、もし学校にということであれば、必ずしも学校を前提とする必要があるのかどうかということからすれば、私は違うのではないかなというふうに思います。

釈迦に説法ですが、教育機会確保法という法律が平成28年に成立をしまして、平成29年2月に完全施行されました。この法律というのは大変大きな法律でありまして、これまでの学校復帰を大前提とした従来の不登校対策を転換し、学校外での多様な適切な学習活動の重要性が指摘をされているということでもあります。

ですから、もちろん学校の関係者の皆さん方からすれば、やはり学校に来てもらいたいし、来てもらうのが前提だから、何とか学校に来てもらえないかというようなことで、本当に日々御尽力をいただいているわけでありますけれども、一方で、我が町も非常に住民の皆さんも多様化をしておりますし、これからの時代、多様性の時代というわけですから、やはりこの多様性をきちんと我々が受けとめる必要があるというふうに思います。そうなりますと、どうしても従来の学校の守備範囲では、こういう多様化したいろんな子供たちを受けとめるには、洋服でいえば少し小さくなってはいないかのかというのが、実は私としての問題意識であります。そういうふうに考えたときには、やはり学校には、もっと言うなら行かなくて

もいいんだよということに今なっているわけですね。もしくは休養の必要性が認められているというふうにも書かれています。

ですから、先ほどおっしゃったように、学校に行かないことイコール学習の場を奪われるということではなくて、必ずしも学校にとらわれず、いろんなそういう学習の機会というものを個々の子供たちにきちんと提供させていただくというのが、もしかすると我々今から町でなすべきことなのではないかなというふうに思います。

これは、もしかすると教育委員会も、要は学校を前提として学校に来てもらうということなもんだから、逆にある意味、学校任せになっているところもあったのではないかなというふうに思います。それを先ほど御指摘いただいたように、もう少し広く考えれば、我々江北町の次代を担う人材育成と考えた場合には、学校だけに任せるのではなくて、もしかするとそれ以外のいろんな学習の機会を欲しているような方もいるとすれば、それは学校というよりは教育委員会として、そうした皆さん方のケアといたしまししょうか、対応といたしまししょうか、情報提供といたしまししょうか、そうしたことをやっていくことが、今から大事なのではないかなというふうに思います。

ですから、学校復帰が前提となる適応指導教室ということも必要なのかもしれません。ただ、それはあくまでも学校復帰を前提として学校外に置くというだけであるならば、もう少し広く考えて、江北の子供たちに、いかなる子供であったとしても、必要な学習の機会をきちんと提供するというような観点で今からは考えていく必要があるのかなというふうに思います。

不肖私も、実は長崎の私立の中学校に行きました。今も江北町でも、必ずしも江北中学校に行かなくていろんな中学校に行く子供たちもいます。

また、私、以前の職場で鹿児島にあります神村学園のスクーリングの教室の誘致を担当させていただきましたけれども、実は余り不登校みたいな、そういう悲壮感は漂ってなくて、中にはタレントになったりスポーツ選手になったりというふうに、今までの学校ではなかなか受けとめられないような、ある意味才能であるとか、そうしたものを花開かせている子供たちもたくさんいるということも知っております。

ですから、今回、学校復帰を前提とした不登校対策ということであれば、ぜひ教育委員会ともなかなか時間に限りがありますから、議会の場ではなくても、ぜひ意見交換、もしくは御指導いただきたいと思っておりますけれども、町の人材育成という観点から私が申し上げると

すれば、教育機会確保法ということでも、必ずしも学校を前提としない学習の場ということ
を、これは実は自治体の責務になっているんですよね。ですから、そうしたことにきちんと
取り組んでいく必要があるというのが私の問題意識であるということで、答弁にかえさせて
いただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。私もそこに目的はあくまでも社会的自立を目指す、学校に復
帰できなくてもというふうにしております。でも、お話のように、今そういう子供がい
ないからじゃなくて、出てきたときに、じゃ、1年かかってそういうところを開設しまし
ょうというのも非常に厳しいのかなと、そして、他の町に、大和に今現在はお世話にな
っているでしょうけど、近辺に行きなさいというのも、我が町の子供たちは我が町で
しっかり育てていくという基本的なスタンスであってほしいなという願いを持って
おります。

では、ちょっと時間の方も来ておりますので、ぜひ前向きに適応指導教室、いろ
んなネーミングはあります、調べてもらうとわかりますので、そこも御検討いただ
ければと思います。

2問目に移ります。

子供たちは、我が国の未来であり、我が町にとっても財産であり、活力でもあり
ます。そのような子供たちが経済的理由によって学びを諦めることがあっては
なりません。子供の貧困の問題が深刻になる中、どんな家庭に生まれてもみ
ずからの希望をかなえることができる環境整備が急務です。

そこで、いよいよ来年度から日本学生支援機構において今までの貸与型の奨
学金に加え、給付型の奨学金が創設されます。我が町江北町においても、学
びたいという本人の意欲が十分あり、学ばせたいという家庭の願いがある
なら、町としてもしっかり応援していただきたいと思
います。育英資金の貸与状況について、育英資金の貸与状況、選考基準、
貸与年額というふうに質問項目を挙げておりますので、まず、貸与状況
についてお聞かせください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

過去10年間でよろしいですかね。育英資金の貸与状況でございますけれども、出願者数が18名に対し決定者が12名となっております。

なお、現在2名の方に貸し付けを行っております。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。今御答弁がありましたように、平成20年より以前は、そこまでお尋ねをするべきであったかもわかりませんが、平成21年からお尋ねをした状況を棒グラフのほうであらわしています。

(パワーポイントを使用) 青いグラフのほうが申請をした方、18名ですね。先ほどお話がありましたように、平成22年が6名の方が申請されております。オレンジのグラフが認定をされなかった方ということで、平成22年と平成24年、平成28年にそれぞれ3名、2名、1名いらっしゃいます。申請の約3分の2の方が通っているという状況であります。

あと、このグラフは前後でちょっと分けて考えますと、平成21年から平成25年あたりは非常に希望者も多かったと、平成27年以降がやっぱり、平成26年がゼロですし、少し減っているのかなというふうにも見てとれるのではないかなと、町としてぜひ子供たちを育てるという意味で、なかなか厳しい経済状況の中、やはり学ぶ意欲を持っている子供たちには、その奨学金に奮って子供たちが応募できるような、そういう状況をぜひつくってきたいというふうに思っております。

育英学生の選考基準や貸与年額等をよかったら教えてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長(百武一治)

江頭議員の御質問にお答えします。

育英学生の選考基準でございますが、まず、江北町内に居住する者の子弟であること、次に、向学心に富み学力がすぐれていること、最後に、学資の支弁が困難であることとされております。

それから、貸与年額、金額についてですかね。

現在、奨学金については、大学生及び専修学校の生徒に対する貸付金は年額36万円です。それから、高等専門学校 of 学生に対する貸し付けが15万6千円、中等学教育学校後期課程とか高等学校の生徒に対する貸付金額が10万8千円、いずれも年額でございますけれども、貸付金については以上でございます。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。基準については、条件を言っていただきましたけれども、この赤のグラフで認定されなかったというのは、いずれも収入面での基準を満たさなかったということでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

江頭議員の御質問にお答えします。

選考については、育英資金の目的が経済的理由により就学が困難な者に対して貸し付けることとなっておりますので、その判定が、その貸与する条件に満たっていなかったということになっております。

以上です。

○西原好文議長

2番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。今いずれも収入の面でちょっとオーバーしたというお話でございます。手元の資料でいいますと、平成18年度、お尋ねをする以前のことですけれども、平成18年度では生活保護の約2倍まで所得制限があったと、2倍までよかったということなんですけど、平成19年度以降、1.5倍になったということで、これも非常に条件的に厳しくなっているなというふうに思います。

平成25年度は、1人申請者があって1人通っていますけれども、そのときは生活保護基準の1.79倍ということで通っているわけですね。平成22年、6名希望されて3名通らなかつ

たときには、生活保護基準の1.875倍で認定されていないということで、その差が0.085なんです。ですから、1.5倍と基準は表記してあるものの、1.79倍で認定されたり、1.875倍で認定されなかったり、そういうのが非常にちょっと曖昧な部分があったり、基本的に奨学金をどういうふうに捉えるかということでいきますと、やはり多くの子供たちにたくさん応募してもらって、町としても応援していきたいというふうに思います。

これは平成27年度ですね、大学、専門学校に進学した割合が7割いらっしゃるわけですが、その中でひとり親家庭とか、生活保護世帯とか、児童養護施設に通っているところの進学率というのは、非常に下がって、経済状況と子供の学力、進学率等も相関関係が出ております。そこで、来年度からは日本学生支援機構が給付型の奨学金を創設したという流れでありますので、本町もぜひ子供たちにそういう門戸を広げてもらう、そして、江北町の子供たちを応援する、そして、その子供たちを育ててもらうという方向で、育英資金制度の見直しということも、そこに上げさせてもらっております。

それから、今現在、返還免除とかございませんので、返還免除あたりも拡大してもらいたいと、それから、免除の選考基準も少し、特にすぐれている者というふうに表記されておりますけど、特にすぐれている者がどのくらいの基準で言われるのか、その辺もぜひ基準を明確にしてもらいたいというふうに思っています。

あと、育英学生の集いということで、貸してもう貸しっ放しということではなくて、育英学生の把握といいますか、年に1回でもそういう集いをしてもらって、進級状況とか本人の意欲とか、それから、高校生もいるでしょうし、大学生もいるので、学生間のお互いの情報交換等の場に、年に1回はしてほしいなど、そして、町の核となる若者の育成を図っていったらというふうに、この奨学金に強い希望を持っているところでございます。

では、3問目、時間がございませんので。

○西原好文議長

次行ってください。2番江頭君。

○江頭義彦議員

済みません。最後になります。

もうあと時間がありませんけど、山田町長の強力なリーダーシップのもと、行政改革が着々と進められていることに町民の1人として感謝申し上げます。

さて、山田町長も男女共同参画とあわせて重点政策の一つに上げておられるようですが、

SDGsの取り組みについてお伺いします。

4問ありますので、1問、2問あわせて、3問目まででも結構ですので、町長のほうに組みのほうをよかったらお願いします。

○西原好文議長

江頭議員、もう真っすぐ答弁でいいですか、3問目までぐらい。

○江頭義彦議員

はい。

○西原好文議長

そしたら、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江頭議員の御質問にお答えしたいんですが、3問目という、きょう、傍聴も来ていただいておりますし、やはり質問いただかないとなかなかSDGsについてということで、もちろん我々は通告をいただいていますから存じ上げておりますけれども、時間もありませんので、さはさりながら、SDGsということで、御存じない方もいらっしゃるかもしれませんが、サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズですかね、SDGは大文字で書きますし、最後のsは小文字で書きます。これは最後の複数形のゴールズということなんですけれども、我々人間社会がこれからも持続、継続的に人間社会を続けていくためには何をすべきかということで、これからの時代、前も申し上げましたけれども、やはり持続性というものが大事だと思います。ちなみに、私はそれともう一つは多様性、それと、やっぱり主体性という、この3つが大事なんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、これは国連で定められた、そうした開発目標というんですかね、17個掲げられております。男女平等であるとか、簡単にいえばですね、貧困をなくすであるとか、環境に配慮するだとか、そうしたことが17項目決められております。

まだなかなか一般の方まで御存じだということではないんですけれども、少なくとも我々行政、これからのまちづくりを行っていく者としては、SDGsというものそのものを殊さらに言うというよりは、我々がいろんな事業を考えていく上で、または事業を進めていく上で、このSDGsに掲げられた17の目標というのをしっかり持って、言ってみれば事業にきちんと魂を入れていくと、何の目的でやるのかということが大事なのではないかなというふうに思っております。

今の時点で江北町の政策、施策、事業を、この17項目に落とし込んだ作業というのはして
おりませんけれども、町民の皆さんにも知っていただく機会もあったほうがいいなというふ
うに思っているものですから、例えば、何かの事業の説明書のところには、その17の目標の
中にはそれぞれマークがあるものですから、そういうマークを掲げるとか、県のほうでは今
回の総合計画にはそうした取り組みもされていらっしゃるようですから、そうしたことは
やっていきたいというふうに思いますが、今回の議会の冒頭でも申し上げましたとおり、や
はりこのSDGsとして掲げられた17の目標というのは、少なくとも町政を進めることに携
わる者としては、しっかり知っておって、そのどれに位置づけられるか、複数にまたがる
というものもあると思いますけれども、そうしたことが大事だというふうに思いますので、
ぜひそうした意識を共有したいというふうに思いますし、もちろん町民の皆様にも機会を捉
えて、そうしたSDGsの考え方であるとか、そうしたことについては御説明をしていき
たいと思います。

ちなみに私、出前談義では最近このSDGsというのは必ず申し上げるようにしているも
のですから、そうした形ででもぜひ町民の皆さんにも知っていただく機会を設けたいと思
っております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭議員、もう時間が来ましたので。2番江頭君。

○江頭義彦議員

済みません、そしたら、通告に出しておりましたけれども、次回、このSDGsについて
重ねて御質問をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時でお願いいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時 再開

○西原好文議長

それでは再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

4番井上敏文でございます。先ほど熱気あふれる新人議員の質問のやりとりがあつておりました。私も負けないようにやっていきたいと思ひます。どうか執行部の皆さんも気迫あふれる答弁をお願いしたいと思ひます。

それでは、ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

まず、1点目です。町内に点在する空き家等、危険家屋の対応について。

内容でございますが、全国的に見ても今後空き家はふえていく傾向にあり、この空き家の問題は地域の環境に悪影響を及ぼしているとのことから、国としてもこれを深刻な問題として捉え、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定するなど、本腰を入れた取り組みをなされているように思ひます。我が町においても生活環境の保全と健康で安全な住民生活を確保することを目的として、平成24年に空き家等の適正管理に関する条例が定められております。この空き家等について、現在、我が町も高齢者の独居老人世帯が多い中、今後確実にふえていくことが予想されます。

この空き家等の問題については、本町は空き家再生等、有効的な利活用も含め積極的に取り組まれておりますが、今回は倒壊のおそれがある管理不全な状態の空き家等について集中して質問をしていきたいと思ひます。

町内には、いつ倒壊してもおかしくない建物がまだ点在しております。管理が行き届いていない空き家は、特に災害時に周囲の建物や人に被害を及ぼすおそれがあり、地域の生活環境への悪影響も心配されております。

町内の空き家については、まず実態を把握することが先決であるとのことから、平成28年度に住宅地図業者、株式会社ゼンリンに委託し、現地調査を実施されております。その報告によりますと、町内3,355世帯のうち空き家が236件、そのうち管理不全な状態の空き家が13件という数字が出ております。

質問の第1点目、この管理不全な危険家屋と判断された物件について、その後どのような対応をされたのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

平成28年度にゼンリンによる実態調査を行い、管理不全な状態にある空き家としてC判定の報告を受けた建物は13件でした。その後、実態の把握を行うために精査をしていたところ、居住されている家屋を管理不全な危険状態の空き家として判定していたことがあったので、平成29年度に区長さんを通じて調査結果の内容確認と各区で把握されている空き家との整合をとらせていただいております。

その結果ですが、先ほど井上議員が空き家数236件と言われておりましたけれども、令和元年度においては238件となっております。管理不全な状態にある空き家は27件ありまして、そのうち現地調査を行い指導等を行っているものが20件、うち解体されたものが5件、残り7件は指導等に向けた準備を進めているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

平成29年度に区長さんを通じて精査をされたということでありました。数字が変わったということですね。この数字が変わったなら、前、私たちに13件という報告がありました。平成29年度に再調査した結果27戸と、そのうち5件は既に解体されましたということであれば、やはりそういうふうに調査、進展をしたということであれば、報告を願いたいと思うんですよ。私たちは前の資料でもらっておるものですから、前の資料に基づいて質問をしておるわけね。だから、そういったのは随時、最新の情報の報告を願いたいと思います。

その後の対応はということで、調査をした結果、その後、踏み込まれたかどうかというのを2点目で質問していきたいと思います。

管理不全な状態の空き家と判断される基準は、実際難しいところもあると思いますが、台風等で倒壊のおそれがあり、周囲に迷惑がかかるような空き家は実態としてまだまだあると思います。

質問の2点目、現在、倒壊のおそれがある危険な空き家は何件と把握されておりますかというのは、先ほど27件という報告をいただきました。あと残りが15件あります。このような空き家の解体が進まない理由は何だと思われませんか、お伺いしたいと思います。この空き

家の実態をパワーポイントで説明していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 空き家の状況について、私たちが資料をもらったのについてちょっと紹介をしてみたいと思います。

これは平成28年6月から12月まで調査された結果ということで報告を受けました。私が今回注目したのはこのCランクですね。管理不全な状態の空き家が放置されているということから、今回質問を取り上げたわけでございます。大字別に空き家の戸数が載っております。この中で13件と報告をいただいておりますので、先ほど13件で、その後どうなったのかと聞いたんですが、佐留志地区はゼロと載っているんですよ。実際ゼロではないと私は思うんですよ。だから、その辺の調査をどうされましたかということでもあります。この辺のゼロになったということが、どういう調査をされたかなというのをここでお尋ねしたいと思います。

現状は写真を出して説明をしていきたいと思います。

これは平山地区ですね。旧炭鉱地区においては長屋がまだ点在しておりますけど、こういう状況です。台風が来れば、下地が腐食しておりますので、瓦が飛ぶのではないかとこの心配を周囲の人たちはされております。

それと、これも平山ですけど、私が前に質問したときはこの辺はまだ木が生い茂っていませんでしたけど、もう木が生い茂ってわからなくなったんですが、これも放置されている状態ということでもあります。

これは新町ですけど、新町の長屋で、端のほうは住まわれておりますけど、中のほうが空き家になっているということです。空き家はこういうふうな状況であるということです。

もう一つ、これは石原地区でありますけど、町営住宅の原宿団地の奥のほうですね、丸で囲んでいる分が空き家になっております。こういうふうな状況になっておりますが、見えているのは原宿団地です。原宿団地の手前がこういうふうな空き家の状況ということです。こういうふうに朽ち果てて、台風が来れば本当に危険な状態ではないかなと思います。

これは東区にありました。こういった状況です。画面の左側は町道で、通学道路でもありますけど、こういう状況があります。

これは江口のところですけど、トタンをかぶせてありますけど、台風が来れば吹き飛んで周囲に迷惑をかけるんじゃないかなという状況であります。

これは祖子分ですけど、周囲に民家もあります。風が吹けば瓦が飛ぶような状況でありま

す。非常に管理が行き届いていないことは当然のことではありますが、危険な状況であるということであります。

これは宿ですけど、ここが旧長崎街道のところですよ。これも空き家で、周囲の人は心配をされております。

これは県道多久～江北線、向こう側が肥前山口駅です。手前が上惣に行く道ですけど、その途中にこういうふうな空き家があります。これも非常に交通量が多い中で、下地が腐っております。こういったところが非常に危ないと周囲の人たちは心配をされております。

これは正面から見たところですけど、アンテナも倒れておりますけど、車がこういうふうに通る中で非常に危険だということでもあります。

ということで、現在こういうふうにまだまだ危険と思われる箇所があります。これが調査をされ、区長さんを通じて解体が進んだのもありますが、その後、こういった空き家について、どのように取り組まれているのかということをお伺いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、倒壊のおそれがある危険な空き家は何件と把握しているかということにつきましてですけど、町内には管理不全な状態にある空き家が22件ございます。それぞれ状況も違ってございますし、危険度の高いものといえば道路に隣接しておりますものが3件ほどございます。

あと、解体が進まない理由についてでございます。22件のうち町内に在住されている所有者や管理者のところは7件、その他は県外に在住されております。

遠方に居住されている方は、家屋の状況をおわかりにならなかったり、相続の権利関係がはっきりしていない、あと、相続人が多くて自分だけではないとかで、管理意識の低下、それと解体の必要性を認識していただけていないのではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私は答弁になっていないと思います。進まない理由は何か。解体する必要性を感じていな

いとか、あるいは相続の問題は当然あります。ただ、相続の問題も、やはり向こうの所有者に連絡がとれば、そこは一步足を踏み込んですべきだと思うんですよ。あと、危険だと認識されていない。それでいいんですかね。費用がかかるから、それは認識していないというふうなことを言われたと思いますけど、客観的に見て、それでいいと思われませんか。本人が解体する気はないですもんねということでもいいのかどうかですよ。

佐留志地区がゼロというのは再度調査されて、22件の中に先ほどばつぱつと示したのも入っているかと思えますけどね。入っているなら、その後、あんな危険な状態をどうしたのかというのを聞いておるんです。解体が進まない理由、本人がそういう認識をされていないですから、行政はそれでいいんですかね。もう一回、答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

井上議員の再質問にお答えしたいと思います。

管理不全な危険な家屋と判断された物件について、その後どのような対応をしたかということでございます。先ほど申し上げましたように、今、指導等に向けた準備を進めているところでございます。

それと、相続人と管理意識の低下、それと解体の必要性を認識されていないということについて、それでいいのかということでございます。空き家を放置した場合に、解体するのに費用がかかるということは当然のことかと思えます。しかしながら、放置して、台風等で屋根材、壁材が剥離して周囲に被害をもたらす危険性があるということで先ほど議員も言われておりましたけど、そのとおりかと思えます。

実際そういうことが起きた場合には、そこの所有者が賠償する必要があるんじゃないかなと思っております。その辺、解体するのに費用がかかるだけでなく、それよりも放置して周りに迷惑をかけたときの賠償といいますか、そういったものが余計かかるということをお所有者、管理者あたりに周知していくことを考えております。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

空き家といえども、基本的には所有者が管理しなければならないというのは当然わかっていることでもあります。ただ、今まで助言、指導をしてきたにもかかわらず放置されているということを今後とも所有者に指導していきたいと。でけんけんがせんわけですよ。指導してもでけんない、次はどがんすつきよかねということだと思っんですよ。

町にも空き家条例があります。空き家条例がある中で、現地を見たときに、私は行政、執行部の人がある建物を見て、危ないねと、これはどがんなりともせんばいかんねというふうな認識だと思っんですよね。認識があれば一步踏み込んで、その次のステップを踏まなければならないと思っんですよね。

その辺は次の3点目で進めていきたいと思っんですけど、まずは担当課が危ないと思っんですよ。周囲の人たちの話をよく聞いて、周囲の人たちはどがんじゃいしてくれんねと、何回も言われよるわけですよ。所有者がですんねという返事も返ってくる。もし被害でも、台風、あるいは瓦が落ちて車等に傷がつき、傷ぐらいならいいかもわからんですけどね。大きな事故になった場合を想定してみらんですか。本人が承諾せんですもんねと、行政は空き家条例まで定めていながら、それで済むのかなと。その後どうしたのかと必ず出てきます。

だから、この空き家問題は今までも出てきておりますが、また私が取り上げたのは、まず行政の方が危険であるというのを認識することが一番です。認識するなら次の行動をとっていかんやいかんですんね。所有者が応じないんすよねという話もありました。その辺は3点目で入っしていきたいと思っんです。

平成28年9月議会において、放置されている空き家の対策について同僚議員から質問されておりますが、そのときの担当課長の答弁として、ゼンリンに委託している調査結果が出れば、空き家の状況をしっかりと把握し、管理不全な状態であると認められたときは、条例で定める手順に従い、助言、指導、勧告、命令等の手続を行っしていきたいと、このように答弁されております。

質問の3点目、この助言、指導、勧告、命令について具体的に何件行い、その結果どうであったのかをお伺いします。これは前の担当課長がそういうふうにしていきたいと答弁されておりますので、その後どのようにしたかというのを聞いております。

また、町の空き家等の適正管理に関する条例の中の第12条に、命令に従わないときは住所氏名などを公表することができるとあり、履行しない場合は行政代執行法により必要な措置を講ずることができると、このように書いてあります。

この空き家対策について、住民の不安を解消するためにも強い姿勢で臨むべきだと思いますが、町長の所見をお伺いします。事務的な答弁があれば事務的な答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまでに助言、指導を行ったものは、平成25年度以降、38件でございます。勧告を行ったものは6件、命令を行ったものについては実績がございません。この結果でございますけれども、16件が解体をされておるところでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

先ほど事務的な答弁でありました。助言、指導、勧告を行ったと。勧告は6件と。要は勧告をした後、その後どうしたのかということです。これは条例にもあります。期限を決めて必要な措置を講ずるよう勧告するというので、期限を定めて勧告されたんでしょうかね。今、資料がないですよ。ただ、そういったのもね、やはり私が質問したときには、どういう経過をたどったんですかという質問であれば、その辺は調べておいてもいいんじゃないかと。していないならしていないでもいいんですよ。その辺を調べておいていただきたいと思います。

これは町長にお尋ねです。解体がなぜ進まないのかと。いろいろ事務的な手続もあると思いますが、私は住民の代弁者として、これでいいんですかということでもありますので、町長の見解をお願いいたします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

なかなかもどかしいですね。先週の基山町議会の視察で私もいろいろ感ずるところがあり

ましたものですから、それぞれ現場の責任者である課長がいるわけですから、やはり課長の考えとか方針とか、当然事前にはこういうことを言いたいと思うけれどもというような準備は多分、やりとりが勉強会としてされておられるんだろうなとは思ったんですけれども、そういうこともあって、なるべく私が申し上げるのは最後にしたいがいいかなと。最後というか、せんならせんで済むなら、それぞれ現場の責任者が答弁すればいいかなと思ったんですけれども、先ほど来の答弁では、せっかく空き家の担当者がしっかり頑張ってくれているのが、うまく伝え切れていないなというのが残念に思いました。

4月の議員例会のときに、空き家の現況については、平成28年度の調査結果後の動きについては実は御報告をさせていただいたところであります。ただ、その中でC判定というのは委託した調査でのCだったものですから、当然その後に我々で把握したのがCがふえているということにはないんですけれども、ただ、いわゆる管理不全な状態にある空き家というのは、そういう意味では、調査報告でC判定をされた13件と、その後に町として調査認定をしたものを含めて、居住中を除いて現在27件あるということであります。

実は、この27件のうち5件は解体ができております。これも自主的に所有者の方が解体をするよとって解体をしていただいたものばかりではなくて、やはり町がいろんな指導といましようか、働きかけをして、やっとその危険性を感じていただいて解体の運びになったというものもあります。以前も御紹介したように、担当者を東京まで派遣しまして、実際、相続人の方の一人に現場の写真も見せて、隣の状況も見せて、もし万が一これで事故でも起きたら、解体費用とは比べものにもならないぐらいの賠償の費用が実はかかるんですよということをお伝えして、御説明に行きましたものですから、それで相続人ともきちんとお話をさせていただいて、昨年やっと解体できたと。

だから、前も言ったように、やっぱりミクロとマクロと両方やらばいいかなというふうに思っています。ミクロについては、そういうふうに個々具体的な指導、対応をさせていただいているというのはぜひ御理解いただきたいというふうに思うんですけれども、さはさりながら、幾ら働きかけてもなかなか壊していただけないという方もいらっしゃいます。

先ほど行政代執行のお話が出ましたけれども、御存じのとおり、行政代執行をするためには、実はいろんな催告をしたり、全く行政が今までも何もせずして突然行政代執行ができるわけではなくて、言ってみれば行政代執行を前提としたいろんな指導や勧告をした結果、それでもやっぱりされないからといって行政代執行をせんばいいかなということになっているわ

けです。ある意味、伝家の宝刀なものですから。ですから、普通はそこにならないまでに、半強制的にといいますか、やはりそうしたことに知恵を使っていくというのが我々行政のせんばいかんことだと思います。

今、私が考えているのが2つあって、私が考えているだけじゃなくて、担当課にもぜひここは検討するよということに指示をしておるんですけども、1つは、昨年だったですかね、佐賀新聞で多久市の事例が紹介をされました。道路際にあった空き家を、これは実は行政代執行ではなくて、条例に基づく緊急安全措置というようなことで、要は必要最小限、役所のほうで解体をされたという記事が載っていたんですよ。ですから、これは一つあるのではないかと。だからといって、めったやたらにあちこち壊して回るということにはならないんですけども、やっぱり行政代執行をしようとするためには、実はそれにも結構期間がかかるものですから、次善の策として緊急安全措置ということをこれからはやっていく必要があるかなと思うんですが、残念ながら、今、我が町の条例にはこの根拠の条文がありません。ですので、そこは早目に研究をさせていただいて、必要があれば9月にでも条例を改正させていただいて、まずきちんと法令的な根拠を持たせていただいた上で、そして、我々が恣意的にならないように、ここはやっぱりやむを得ないというような緊急安全措置の手続ききちんと確認をして対応させていただきたいなというふうに思います。これは言ってみれば、ちょっとハードなほうの対策ですよ。これはひとつやらせていただきたいなというふうに思います。

この関連でいくと、我々は実は道路の管理者でもあります。例えば、町道の管理者として、町道のそばに建っている家屋が危険であると。要は、通行者に対して危害を及ぼしかねないということであれば、我々はやはり道路管理者として実はやれることがあるんじゃないかなということも思っています。町道だけじゃなくて、県道だったり国道だったりするわけですけども、それなら県に言って、ちょっとおたくの持っとなさ道路のそばにある家、危のうなかですかと、あれはやっぱり所有者というか管理者としても何じゃい言いんさったがようなかですかという、国や県にもお付き合いいただいてやれないのかなというようなことを思っています、これは先ほどの緊急安全措置を含めて、我々のある意味、セカンド伝家の宝刀じゃないですけど、そこを我々行政がみずから解体できるすべがないのかというのぜひ詰めていきたいというふうに思いますし、先ほど申し上げたように、必要があれば9月議会にでも、もし条例の改正が必要ならやりたいと思います。

それともう一つは、こういう方が結構おられます。さっき平山の御紹介をいただいて、平山だけという意味じゃなくて、いや、もうそがないば、どうせあのあたりで土地ば持つとったってある意味売れないから、そいけんといって解体の費用を出すのもどうかと思うと。もし寄附ばさせてもらうて、土地から何からひっくるめて町が寄附ば受けてくるっぎんた、そいでよかばってんという人も結構おんさっわけですよ。

ところが、これになかなか役所は今までうんとは言っておきませんでした、全国的に。1つは、単純な寄附じゃなくて、解体せんばいかんもんですから、負担つき贈与になったりすると、これは議会の議決を受けんと負担つき贈与は受けられないという法的な問題もありはします。ただ、それだけではなくて、やはり寄附を受くっぎんた税金の入らんごとなるとか、いろいろ理由はあると思うんですけど。

私は、例えば所有者の方、これは建物と土地がセットの場合ということになると思いますけれども、土地まで含めて建物も町のほうに寄附をいただければ、町が寄附を受けて、町として解体をさせて更地にして、それを今度は地元の区に、例えば、管理をしていただくような3者協定みたいなものですね。土地、建物の所有者、それと役所と地元の区、この3者でうまく管理と、それと実際手放すという三方一両損かどうかはちょっとわかりませんが、そんな構図であるならば、そういう幾つかの条件を整えば、町は寄附をしてもらってもいいですよというような仕組みができないかなと思っています。

最近、国のほうでも少し動きがあるようでして、そうした自治体に寄附を受けるような仕組みをつくるというようなのを少し私も報道で見たことがありますけれども、ちょっとこの2点を我々は町の一つの対応策として、強制力による町による執行と、逆に言うと、お互い少しづつ譲り合った形での寄附を受けると、しかもそれを解体とセットにするというようなことができないかなということも2つ、今考えております。

それで、いつも言うように、墓石行政になっちゃいけないと思うんですよね。いや、なかなか所有者の方が見つからんですと、そんなことをして、誰かが犠牲者になって初めて動く。そこに墓石が立って、犠牲者が出て初めて動くという我々行政活動のことを墓石行政という言い方をするわけですが、やはりここはそうあってはいけないなというふうに思っておりますので、実は役所の中ではそういう2つの方向性を今検討しているということでもありますし、ここは早目に具体的な対策の制度設計をしたいと思っております。

ただ、いずれにしても、先ほど申し上げましたように、全く我々が放置しているわけでは

なくて、担当者がそうやって出向いていたりしてやっているということはぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この空き家等については、町民の声としても執行部のほうに届いていると思います。形には見えないですけど、何らかやっているというふうなことは承知おきいたしました。何か言いたそうですけど、最後に言ってください。

先ほど町長答弁の中で、空き家が道路沿いであって、道路管理者としてもやはり考えていかにやいかんというのがありました。1つ、先ほど写真を紹介しました。ここの道路は県道なんですね。この辺の地域の人たちが、県道やけんが県の人にもちょっと言うとかんばいかなというふうなことだったろうと思います。県の担当者が来て、こういう状況を把握されました。ただ、地域の人たちが、瓦が落ちたり材木が飛んで、そして、車に危害どころか大きな事故になっぎどがんすっですか、どがんなっすかといったときに、県の担当者の方はそれはやっぱり所有者に言ってくださいということをおっしゃられたということですね。通り一遍の答えだったと思いますけど、地域住民としてはそれじゃいかんろうもんというふうなことで、今回、私は質問をしたところであります。何かありますか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかくの担当者の頑張りが形に見えないとおっしゃるのは大変残念だなというふうに思いますし、そうした空き家の撤去については随時御報告もしておるところではありますので、よかったらこれを機会に、実は担当者が日々頑張っているということはぜひ再認識いただければと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

それともう一つ、県のお話ですけど、そこはやっぱり町の気迫の問題じゃないかなと思うんですよね。だから、住民の方が真っすぐ県に行かれるというようなことじゃなくて、やっぱり町も一緒に行って、だって県道だからというようなことだと思いますし、私は少なくとも空き家対策で住民の皆さんと行政が対立するような問題ではないと思うわけです。町を挙

げてみんなでどうしようかと。そして、仮に町外のいろんな機関に働きかけたりせんといかんのなら、一緒にといいかな、同じ方向を向いていると思うわけですよ。何かの施設を建設しようとして、それを進めようとする町と、それに反対する地域とか、そういうことじゃなくて、空き家対策はみんなでやらんばいかんわけですから、そういう意味では、それこそ井上議員も今までの御経験もお使いいただいて、こんな対策があるよということがあればぜひ御提案をいただきたいというふうに思いますし、繰り返しになりますけど、住民と町が空き家対策で対立するというのではなくて、やはりみんなで考え行動せんばいかんということですので、そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

私のほうから補足をさせていただきます。

私は形が見えないと言ったんですが、ちょっと取り消します。町長の答弁がありましたように、解体できるところは所有者に言って、それで解体が進んでいるというところもあるというのは私も承知しておりますので、そういった努力は私も承知しているところでありますが、私が言いたいのは今後のことです。今後のことは、先ほど行政代執行まではいかにしても、町の条例で緊急安全措置といいますか、そういったのも制定しながら前に進めていきたいということですので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

質問の4点目に入ります。

先ほど町長の答弁の中で、解体について何か提案があれば言わんねということでありました。あればということで、これは一つの案です。提案になるかどうかわかりませんが、町の空き家対策の一つとして、解体費の費用については2分の1の補助があり、50万円を限度とするということですが、実態として、一般家屋の解体は通常200万円、小さい家屋はそんなかからないかもわかりませんが、200万円とっていいと思いますが、200万円以上かかると言われております。現実として、危険家屋の解体が進まない要因としては、所有者が遠方において、田舎には誰も住んでいない家屋を解体するには個人負担が大き過ぎるということから、空き家の解体についてちゅうちょしているということも聞きます。

ということから、質問の4点目、危険家屋の解体を促進するためにも、この補助額を引き

上げられないかというのをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

井上議員の御質問にお答えをしたいのですが、ここは非常に思案をしております。おっしゃるように、金額の多寡の問題で空き家の解体が進んでいないとすれば、補助額をふやすということはある程度はないなというふうに思うんですけども、先ほど申し上げましたように、もしこれを放置しとって、賠償を考えれば、もともとはおっしゃるように、御自身、もしくは御自身の関係者の方の建物なわけですから、基本的には何もなくても解体してもらわなければならないわけですけども、それを促すという意味で補助の制度ができています。

そういうことから考えると、このまま放置していたって、何かあったときの賠償額を考えれば、早く解体したほうが安かものということはあるんじゃないかなというふうに思うので、私は実は補助金額を上げることが打開策とはちょっと思えないものだから、そこは逆に、今回、井上議員に御提案いただいておりますものですから、やはり井上議員はそこは有効策になると、あり得るとお考えの上での御提案ということで理解してよろしいでしょうか。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

反問権じゃないかなという気もします。あんたはどがん思うねと、こういうふうなことで非常に反問権を有効に使われているなという気もします。

私もこの提案で、即解体が促進されるとは思っておりません。思っておりませんが、ただ、解体しようかね、どがんかねと迷われるときに一つの判断材料になるんじゃないかなということを私は感じて提案したわけでありまして。時間もありませんので、検討されるかどうか分かりませんが、私の提案です。真摯に聞いておいてください。

空き家に対する町長の全体的な考え方は、先ほど言われたということでもいいですかね。全体的な考え方として、町の条例でも定めて、緊急安全措置というようなことを定めてでもやっていくという強い意思を伺えましたので、進めていただきたいと思います。

次に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。4番井上君。

○井上敏文議員

2点目であります。下水道事業を民営化できないかということで質問をいたします。

水道事業については、これまで町の直営事業として運営されておりますが、本町を含む3市3町2団体は平成27年10月に佐賀西部広域水道事業統合協議会を設置し、これまで水道事業統合に関する協議を重ね、来年4月から新たな経営主体として水道事業全般を運営していくことになっております。

一方、国においても水道事業の民営化を図るべく、昨年12月6日の臨時国会で改正水道法が成立しており、今後この水道事業の民営化が推進されるのではないかと思います。これは水道事業の民営化が進んでいるということ。

それに追随して、このように水道事業の民営化が進むと思われる中、下水道事業についても民営化について議論する 때가来るのではないかと思います。

国土交通省においては、下水道事業における民間の資金やノウハウの導入を促進し、効率的な整備、管理を進めるため、昨年度から下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドラインの改正に向けて取り組まれているようです。国内では静岡県浜松市が下水道事業の管理運営を民間に委ねるというコンセッション方式という形で運営を開始しております。このほか、このコンセッション方式導入に向けて検討している自治体もあるようですということで、コンセッション方式というのは普通の管理の委託をするんじゃなくて、収入も含めたところの全体の経営を民間がしていくということです。こういう方式を取り入れているところもあります。

町下水道事業においても、徹底した効率化、経営健全化に取り組むため、平成28年度に江北町下水道事業経営戦略を策定し、来年度から独立採算性及び経営状況をわかりやすくするため公営企業会計の適用について今検討をされているようであります。

質問の1点目です。江北町下水道事業経営戦略によると、現在、下水道施設の維持管理については部分委託を行っておられるようですが、将来的には包括的民間委託を検討するとうたっています。この包括的民間委託とはどのようなことであるのか、答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

井上議員の質問にお答えします。

まず、町の下水道事業経営戦略の中に、包括的民間委託の将来的な導入を検討しているということであっております。

その具体的な内容としましては、現在、個別業務ごとに単年度契約をしております。それを例えば処理場、ポンプ場の運転管理とか、あと保守点検、薬品の資材等の調達など、あと水質の管理とか施設の修繕、それを一括にまとめまして、なおかつそれを複数年度契約にするものでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

一歩進んだような気もしますが、単年度契約から継続的な契約に持っていくと。その効果も若干あるかもしれませんが、これはいつからやるんですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。武富環境課長。

○環境課長（武富和隆）

井上議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、事業効果としましては、維持管理の一体的な実施による業務の効率化とか、突発的な故障対応の迅速化、それとあと発注事務の負担軽減などが挙げられております。

導入するに至っては、まず受託事業者の組織体制を強化する必要がありますので、今後、十分な検討が必要かと考えておりますので、時期についてはまた今後検討したいと思っております。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど井上議員が包括的民間委託契約というのはどういうものかということでしたので、環境課長のほうが御説明をいたしましたし、町としても検討するということにはなっており

ますけれども、今の時点で検討しているわけではありません。ただ、こうした包括的民間委託そのものについては、我々の発注業務を含めたところの業務の簡素化だとか対応の迅速化などの期待が持てるものですから、これから、実は今回の御質問を契機に、しっかり研究するようにという指示をしたところであります。

ただ、その中でも一つ、今の時点でクリアせんといかん課題というのは、当然包括的にいろんな業務を一偏にある会社に委託をするものですから、それだけのノウハウをその会社が持つとかんばいかんわけですね。もしくは、まさに多岐にわたる業務を担えるような主体を構成してもらわねばらんということになるわけです。

ですから、そこについていえば、当然町内の事業者に今年度から特にお願いしている部分もあつたりするものですから、実際、委託先がどういうところになるのか、もしくはどこが受け皿足り得るのかというようなことも含めて考えんといかんというのが、これから包括的民間委託を導入するに当たっての我が町としての課題であるという認識をいたしております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

包括的民間委託、研究するというものであります。これは今の部分委託よりも効果があるということだと思います。効果があれば、これは早急に検討して、そして、いつごろまでにと期限を決めてすべきだと思います。議会が終わればなかなか進まないというものもあるかと思いますが、期限を決めてやっていただきたいと思います。

2問目に行きます。

質問の2点目ですが、下水道事業の民営化について、所有権を町に残したまま管理と料金収入を含めた運営を民間に委ねる、いわゆる前述したコンセッション方式というんですね。難しいんですけど、収入も管理運営も業者への発注も全部ひっくるめてやるといったところであります。こういったコンセッション方式と言われる方式を町に取り入れることができないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

環境課長が、ぜひ自分がというふうに目で言うておりましたけれども、ちょっと時間もあ
りますもんですから。

コンセッション方式というのは、ちょっと難しい言い方をすれば、丸々お任せ方式という
ことなんだと思います。採算も含めて、この際、下水道事業を――所有権は残しつつという
ことではありましたが、民間事業者にお願いをしようということで、先ほど全国には
そういう事例もあるという御指摘でした。実際、事例は2例ほどあります。しかもこれは大
変人口が多い市が1つ、それと、そうでないところはいろいろ工夫はされておるようですけ
れども、やっぱり民間事業者さんとしても単純な委託ではなくて、丸々そこを運営せんばい
かんわけですから、当然そこで利益を生まないといけないわけですよ。そうしたときに、
我々江北町だけの下水処理事業でビジネスに本当になるのかというところなんだろうという
ふうに思います。

そういう中で、当然ほかの施設等も含めたところの委託というようなことは工夫をされて
おられるようなところがあるわけですけれども、上水は昔から水道事業としてあって、言っ
てみれば事業としては大分成熟化して、逆に今からは人口減少に向かってきて、我々役所が
そのままやるのではなくて、まさにそういうスケールメリットを生かさないとやっていけな
いよということで、人生でいえば大分成熟期は過ぎていって、後のこれからまさに持続的に
水道事業をどう運営するかということで、今回、平成32年度は近隣の市町とあわせて事業を
統合するわけですけれども、それに比べれば、まだ下水道事業というのは我が町においては、
生まれたばかりとは言いませんけれども、御存じのとおり、今、年間4億円ほどの一般会計
からの繰り出しをして何とか維持しているということなわけです。ですから、人間でいえば、
大分自分で稼ぎもして独立もしてよかろうというならそれでもいいわけですけれども、まだ
今、仕送りば、援助ばして、俺は独立すっけんと言われても、果たしてそれで本当に独立し
たことになるのかということなんですよ。

ですから、先ほどの包括的民間委託については、実際業務の効率化を含めて効果があるよ
うでありますから、先ほどの受け皿の問題を解決しつつ、我々としてはやはりその導入とい
うのは思考していく必要があるというふうに思っております。

それともう一つ、今、動きは、まさに水道事業と同じように広域化という話がちょっと
あっているわけですよ。ただ、水道と違うのは、水道は少なくともつながっている中での広
域化なんですけど、各市町でそれぞれ施設を単独で持った上での広域化ということが今少し

言われ始めています。ただ、私はそういう広域化がどこまでのメリットがあるのかちょっとよくわからんとですけど、ほかの施設とあわせてごっそり丸々お任せ方式にすることで事業性が生まれるのかどうなのか。ここは少なくとも我々町単独としては、そういう下水道事業の成熟度を踏まえた上でもなかなか難しいというふうに思いますし、広域の動きにはしっかりコミットはしていきたいというふうに思っておりますので、まずは包括的民間委託の導入に向けたというか、導入に関して、やはり研究準備、情報収集等をするほうが必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間もありませんので、私のまとめ、感想として述べさせていただきたいと思います。

下水道事業の民営化は、ちらほらそういう声は聞きます。その中で広域化という話もありますが、下水道事業に取り組む各市町の温度差がありますので、また処理方式もいろんなケースがあると思いますので、私は広域化というのはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、いきなりコンセッション方式、経営もひっくるめて業者に任せます、やってくださいというのではなくて、現実的なのは、先ほど町長が言われた包括的民間委託の工夫をしていかなければならないなと思っています。

そういう工夫をする中で、やはり住民サービスの低下を来さないかが第一であります。それを第一にしながらも、所有者、運営側としては技術屋の確保というのも大事なことだと思うんですね。今、下水道の体制を見ても、人事異動もありますし、その辺は包括的民間委託の中で幾らか人材を入れて、そして運営に当たるとか、いわゆる専門知識が必要ではないかなと、そういう体制をとっていただきたいということで、時間も来ましたので終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時 休憩

午後1時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

休憩に引き続きまして、6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんこんにちは。午前中は大変でございましたが、お疲れさま。何か午後一番で少し緊張いたしておりますが、頑張らせていただきたいと思います。

初めに、3月議会において早急な安全対策をとということで問題提起をいたしましたところ、学校前の道路の安全対策に対しましては早速取り組んでいただきましたことに対して厚くお礼申し上げます。気持ちのせいか、けさ立っておりますところ、車も少しスピードを緩めて走ってくれているかなという気がいたしました。私たちも行政に負けないように、しっかりと子供たちを見守り続けてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず第1問目、江北町における総合的な降雨等の排水管理についてでございます。

長年の懸案であった正徳区冠水対策について、隣接する関係区で協議を重ねていただき、平成30年5月25日、方針が出されました。幸いこの年の7月6日の豪雨においては、隣接区との連携により以前のような被害は確認されませんでした。関係区との協議が実を結んだ成果と言えると思います。心から感謝申し上げます。

平成29年9月の一般会計及び特別会計歳入歳出決算審議における特別会計決算、無資力臨鉦ポンプ特別会計決算の中で、江口、正徳、祖子分で水に関する連絡の協議会が持たれたということであるが、ほかの排水機場でも上流から下流まで協議会ができないものかとの問いに、用水、排水、防災の観点から総合的に江北町における水の管理をしていく必要を感じているとの回答がなされました。このことについて御質問いたします。

平成29年9月の回答の後、2年弱を経過しておりますが、どのような検討がなされたか、お伺いしたいと思います。答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員の質問にお答えをしたいと思います。

平成29年9月の決算特別委員会の中で、町長のほうから用水、排水、それと防災の観点から江北町の水の総合的な管理の必要性を感じているというようなことで答弁をいたしており

ます。

それで、その後、平成30年にもかんがい排水の特別委員会というか、その中でも言われたのが、まず、江北町の水の流れを全庁的に調査してくれというような要望もありました。それで、平成30年度においては、江北町に排水機場が6つあるわけですけど、その排水機場の水の流れについて調査を行っております。平成30年度は各排水機場に流入する水の流れとかについての調査を行っております。まず、排水機場ごとの排水に対する問題点等については、今年度中に排水機場の管理者、例えば、その操作を行う人等について聞き取り調査等を行って、問題点等があればその対策についてこちらのほうで協議に入っていきたいというように考えております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

平成30年度に特別委員会でなされて、排水機場の水の流れの調査をしてくれということで、それは済んだということですが、これからは、済みません、我が近所の者はこれが解決しているものでゆっくりできるんですが、やっぱり困っている方、もしこれができたらいいなど望んでいらっしゃる方がほかにたくさんいらっしゃるということは、行政としてお力をかしていただきたいと思います。

昨年7月豪雨における正徳区の状況は、いろいろな条件、雨の降り方、潮の状況等で今までになかったよい結果が出たと思いますが、私は何といたっても関係区協議の成果と考えております。決められた時間内で新たな事業を組み入れるのは行政としても大変なことだと思いますが、梅雨時期を控えた現時点、安心・安全なまちづくりの観点から早急な対応を望みたいと思いますが、総務課長、早急には無理でございましょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

三苦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

惣領分地区の冠水対策については長年の懸案ということで、平成25年ぐらいからずっとあったわけですけど、昨年4月、5月に関係5区の区長さん、土木委員さん、それからゲー

トの管理人さん等の調整をしていただいて、今言われたとおり、昨年7月の豪雨についてはそれぞれの区の方の御協力によって冠水をすることがなかったということでもあります。

それで、ほかの排水機場というか、冠水をするようなところについては、今現在、何カ所かあるわけですが、そこはまたその関係区の方と協議をする必要があるというふうには考えております。

それと、ほかの排水機場ごとにも問題があるんじゃないかというようなことで、早急な対応をとったらということでもありますけど、今現在、排水機場のほうから特に問題があるというようなことは聞いてはおりませんが、やはり最近の気象状況でいけば、まだ大雨も降ることも予想されますので、ことし排水機場ごとの排水管理の状況を調査しますが、それもできるだけ早目に調査をして、問題があるところについてはそれに対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そうですね、まだ要望等が出ていないということは本当にその状態はいいものと解釈いたしますが、できれば町民の安全・安心のために一日も早くそういうのを行政からでも提言しながらやっていただければ、私たちと同じ安心した生活ができるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一日も早い対応を願って、次の質問に移らせていただきます。議長よろしいでしょうか。

○西原好文議長

次、行ってください。6番三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、2問目に移らせていただきます。

豪雨に対する対応についてお尋ねいたします。

梅雨時期が目前に迫ってきたことを受け、3月議会で伺いましたが、人災等の観点から早急な検討が必要な事項であると考えまして、時間を置かずに確認を含めて質問させていただきますことをお許しいただきたいと思います。

昨年のような事態が発生したとき、行政の早急な対応策により前年より避難者が増加する等のよき結果が出ることを願っての再度の質問でございます。

予算要求で備品、災害用備品を購入に当たっては、高齢者等援護者の人たちがきちんと避難を安心してできるような受け入れ態勢に資するようになっていきたいと思いますと回答されましたが、実態はどうなっているのでしょうか。広報「こうほく」4月号では、生活環境等の充実という項で、防災用備品・災害用備蓄品の整備として必要な備品、ラジオ、ポット、ホワイトボード、被災者の日常生活に必要な物資、保存食、寝具類、食器類、排せつ用品等を迅速に供給できるように整備しますということでございましたが、その後どうなっておりますか、お答え願いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員の2番目の豪雨に対する対応についてということで、その中で避難を安心してできるような受け入れ態勢ということでの質問ですけど、当初予算で備蓄品とか備品等については、入札等も終わって6月までをめどに購入をするようにはしております。物品については既に発注もしておりますので、6月末までには全てそろそろこととなります。

それで、昨年9月の議会でも質問があったように、要援護者というか、避難行動要支援者の方が10名しか避難をされなかったということで、その避難をしていただくに当たって町の受け入れ態勢もちゃんと整備をしていかなければならないというようなことで町長のほうは答弁をしたと思います。

それで、町のほうの考え方というか、その避難行動要支援者の方の避難については、避難していただくことができるように、今度からレベル3、避難準備・高齢者等避難開始という情報が出たときには、そういった高齢者とかの方が避難できるように、町としては一つの考え方として、今までは伝達をした後、町の公民館のほうを避難所としておりました。そしたら、町の避難所は公民館のほうになるわけですけど、やっぱりトイレ等も洋式トイレが1つしかないとかいうこともありますので、ことしはもし災害等があつて避難行動要支援者の方たちに避難を呼びかける場合については、避難場所を町の公民館じゃなくて、例えば、避難行動要支援者については福祉避難所である老人福祉センター1階のデイサービスのほうに避難をしていただくとか、それから、乳幼児とか妊婦の方については保健センターのほうに避

難をしていただくような方向で今検討をしております。その方向で考えておりますので、そういうことでやっていきたいというように思います。

それともう一つは、なかなかそういった方が避難をしてもらえないというふうな状況もありますので、これは独居老人の方等については、親族が町内じゃなくて町外とかいらっしゃる場合は、その親族の方に連絡をして、直接電話で対象者の方に呼びかけをしてもらうなどして、避難をしていただくように呼びかけていきたいというように思います。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に町の公民館としては遠いという声も聞いておりましたので、社協のほうを用意していただいたということは大変ありがたく思っております。

それで、3月には回答の中で車椅子、ベッド等々の話が出ておりましたが、その災害弱者の方が老人福祉センターに行くということであれば車椅子は十分かと思いますが、例えば、お布団には絶対寝れない、だから行かないんだと。せっかくお誘いかけてもらったけど、寝れないから行かない。トイレもあそこは何個かありますからいいですけど、例えば、人様の前でおむつをしているとか、そういうのは恥ずかしいから、やっぱり自分のことを見られたくないということでの遠慮とか、もろもろあります。だから、今、一番大事なのは、ここに持ってきております。(現物を示す) 5番議員と一緒に見たんですが、私たちは全国地域婦人団体連絡協議会のほうで、私も東北あたり、それから、いろんなところに役員として回りました。そのときに一番困っているのが、トイレが近くにあってもそこまで行けない。だから、やっぱりここに来ないほうがよかったと、本当におうちがなくなってもそう言われる高齢者の方がいらっしゃるんですよね。

そんな中で、ぜひこれは絶対女性として必要だという面から、今、この災害用トイレ、こういうちっちゃい段ボールの中にこれを一人一人置くんですね。(現物を示す) この中に600から700ccを吸い取るのが入っております。これは使用したら一回一回閉める。閉めてどうするか。お水も何も要りません。ペーパーがあればいいわけです。どうするかと。これは可燃ごみに捨てられるんです。それは全国で許可が通っておりますので、一番適しているんじゃないかなとは思っています。

そういうことで、これからもぜひ行政として、鹿児島あたりとか私はわざわざ行きまして御説明しましたら、今、鹿児島ではこれを扱ってもらっています。出身のこの江北でぜひやっていただきたいなということがありまして、きょうは特に言っています。ベッドよりも一番大切なのは、寝れないといっても、もしかしたら布団を何枚かすると中段ベッドにはなるんですね。ところが、このトイレだけは、トイレがあるところまでは歩かなくちゃいけない。これはお部屋の中でいいんです。カーテン一つとか仕切りをちょっとすると全然わからない。何もない、ただこういう座った状態ですので、恥ずかしいこともないということで、かなり使用者には好評を得ておりますので、やっぱりこういうのをいざと——災害がなければ一番いいことなんです。でも、もしあったときにどうするかということで、我々は今、頭を痛めているわけですので、総務課長、このことについてはぜひ予算の範囲内で頑張っていたいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員の再質問ということで、先ほど災害時に使用できる簡易のトイレというんですかね、そういったものを御紹介いただきましたけど、今回、町のほうでそろえた備蓄品の中には、やっぱり先ほど言われましたように、高齢者の方は布団じゃなくてベッドがいいとかいう方もいらっしゃると思います。ですので、段ボールベッドも今回購入をするようにしております。それから、段ボールの間仕切りも買うようにしております。それから、今言われた災害用のトイレについても、うちのほうで今回購入をするように計画しております。

というのは、やっぱりそういった女性目線というか、そういったところでも、そこに向けて業者のほうとも協議をして、どういったものがいいかということも検討をして、今回購入をするようにしております。また、先ほど御紹介があった分については、また後だって見せていただいて、うちのほうが購入するのと一緒かどうか、ちょっとその辺はわかりませんが、見せていただきたいというように思います。

ですので、今回は備蓄品についても、そういった高齢者とか妊婦とか乳幼児のほうに目を向けた購入ということでしておりますので。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

早急な手配をしていただいているようで、大変ありがたく思っております。

数日前にいただいたんですが、多分これは小城だと思うんですね。小城市のほうでも丈夫だから座って安心というような感じの——これは安い簡易トイレでございますので、これでも外側のはそれでいいかなと思いますが、中身だけは、これは何人か、一人一人がこうするとかじゃなくて。（現物を示す）これは衛生的にも絶対的。保健所が保証しているものですからね。こういうのを我々が今使うわけじゃなく、いざという時のためですので、数少なくてもいいと思います。これは20枚ぐらいセットに入っていますので、外の箱はどちらから買われてもいいですけど、こういう衛生的なものはぜひまた議会が終わりまして御相談に行きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、私たちは日赤の奉仕団として保存食というのを頑張らせていただいておりますが、災害があったときにそれをしていたら若いお母さんたちが悲しい顔をされたんですよ。私は豚が大嫌いなんですけど、あら、私みたいに嫌いなのかなと思いましたが、違うんですね。食物アレルギーの子供がいて、みんなが食べているのにうちの子供には食べさせられない、子供がかわいそうだといってお母さんが泣いている姿を見ました。

そのことについては、先ほどホワイトボードというのがありましたので、いろいろ私たちも全国を回っているうちに、保存食をするときに、この裏に書いてある何が入っていますよというのをホワイトボードに大きく書くんですね。そしたら、これはうちの子は食べられない、こっちのをうちの子は食べられると親が判断して食べさせるからすごくいいんです。

ただ、食物アレルギーを特別に扱っているところもございますので、できれば何店舗か、学校のほうでも給食をお昼に食べられないという子は、何とかと色々なことがありましたけれども、そのところから情報をいただきまして、学校の校長先生がいいと言ったら学校に置けるんですね。みんなはお菓子と思って、置いちゃだめとお菓子じゃないんですよ、食べ物なんです。アレルギーを除いた食べ物ですので、そういうふうには後々は災害のときだけじゃなくて、それが子供たちの学校給食でもできたらなという熱い思いで、今、取り組んでいるところでございますので、そのことはまた別のことにして、食物アレルギーというのは結構どこの県もこちらに——我が町でプロジェクトをつくっていただくと本当は一番いい

んですが、できれば何個か保存食の中に食物アレルギー用のものを置いていただければ、江北からも発信するということで大変いいかなと思います、課長どうでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、三苦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

アレルギー対策の備蓄品というか、食材をとというようなことだと思いますけど、現在、うちのほうが保存をしております、例えば、ワカメ御飯とか、山菜おこわとか、五目御飯とか、いろいろ品目があるわけですけど、それを全部合わせれば大体1,600食ありまして、そのうちの約半分は特定原材料27品目不使用のアレルギー対応の食品を備蓄しておりますので、もしそういったアレルギーが出る方についてはそういったものも用意しております。それと、アルファ米というか、御飯関係はそういったことでアレルギーの対応をしておりますけど、今後ほかの部分についても対応をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

議会は何カ月に1回しかありませんので、なかなか課長たちと面と向かってお話しする機会がないものですから、今、役場に足が向かない私を反省しているところでございますが、当初、町長がおっしゃいましたように、庁舎の中がすごく明るくなったというのをいろんな方から聞いて、不意なときに私も意地悪して行ってみようと思いながら、意地悪がまだできずにおりますが、かなり他町からいい評判をいただくことが大変うれしく思っております。今、半分がアレルギー対応のを用意していただいているということは、都会よりか我が町のほうが都会じゃないかなという自信を今少し持ったところでございますが、今後もその体制を崩さないで、後輩たちにも御指導いただければと思います。

本当にこれは数的に大したことなくて、既に取り組んでいただくようでございますので、次に進ませていただきたいと思います。議長よろしいでしょうか。

○西原好文議長

三苦議員、問2の避難問題に関してはよろしいですか。現在進めている地区ごとの防災研

修の中で意識づけ。三苦君。

○三苦紀美子議員

それはもういいです。次の産業について、しっかりと取り組んでいただきたいと思っていますので。

○西原好文議長

そしたら、次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、3問目に移らせていただきます。

我が町の産業振興についてでございます。

今回の選挙に当たっての努力目標として、人と自然を生かして農業、商工業の活性化を訴えてまいりました。また、4月12日の江北町のこれからの語る公開討論会の席上、産業振興についての項で、韓国での学校給食による食材の地産地消、それから、宮崎県綾町が取り組んでおります安心・安全な農作物生産を例に挙げて、農業振興で地域活性化を図れないかと訴えました。

我が町の産業振興に当たっては、第1次産業である農業を外した振興策はないと思っております。振興を図るに当たって、まず子供たちの食の安心・安全を考慮した地産地消の農作物を生産し、ぜひ我が町の給食に使っていただきたいと強く望んでの質問でございます。

学校給食における年間の食材の使用料とその自給率はどのようになっているか、わかるだけのことで答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

三苦議員の御質問にお答えします。

まず、自給率というのは町内産の割合ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

学校給食における食材ですけれども、平成30年度の実績で申しますと、米は年間1万2,470キロ使用しております。全て、100%町内産でございます。

それから、青果について主なものを御紹介しますと、キュウリは年間1,870キロで、こちらのほうも全て町内産でございます。ナスが96キロで44%、レンコンが350キロで58%、ブ

ロッコリーが61キロで54%となっております。

また、精肉については、町内産であるか、ちょっと把握はできていません。また、鮮魚については、町内産の実績はございません。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございました。

結構、町内産、地産地消で取り組んでいただいているなということにありがたく思っております。

せっかく地産地消がありながらも余りにも売り場が狭い。私なんかも「だいちの家」さんで地元産を買わせていただいておりますが、ちょっと狭い気がするから、これを機会にもっと後のほうに夢が広がっていけばいいなということで質問をさせていただいておりますので、できる範囲のところ、また学校給食も頑張っていただければと思っております。

恐らく給食だけの需要で農業は成り立ってはいかないとは、確かに思います。第5次江北町総合計画における基本構想で、消費者の環境や健康、食の安全への関心が高まる中、環境への負荷低減や安心で安全な付加価値の高い農作物の生産、供給をより一層進めていくことが重要である。また、農業の6次産業化についても食農教育と地産地消を取り入れた農業の活性化を目指す新たなチャレンジとして必要になってきていると述べてありますように、これからは食の安全性を考慮した生産から農業の第6次産業化に至るまで、今後の農業はこうあるべきだと構想を述べられております。

これを実行するためにどうするのか。私は行政がJA、商工会を含め協議を行い、質の高い安心・安全な農作物を生産し、「だいちの家」をもっと広げて道の駅として、給食だけでなく、販路を町外へ広げていく考えはないのかどうか。そして、ブランド化を図り、産業振興のため頑張っていただけたらと訴えます。時間はかかると思いますが、このことについて答弁は、これは済みません、山田町長が目指す新田園都市として、自然、緑豊かな農地を生かしたまちづくりの実現が一日も早いことを願って、グリーンツーリズムに大いに夢をかけたと思っておりますので、これは町長に答弁をお願いしてよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

三苦議員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、先ほどの防災の関係で私も答弁をさせていただく機会があればと思っておりましたけれども、総務課長が答弁いたしましたので申し上げる機会がなかったんですが、昨日、実は江北町の消防団員100名以上は集まっていたと思いますけれども、早朝7時から、国の直轄河川ではありますが、六角川の大西鉄橋の堤防がほかのところより1メートルばかり低くなっているところがありまして、我々町としても防災上、要注意箇所になっております。

御存じのとおり、以前から国のほうには要望しておりますけれども、なかなかJRとの協議といいましょうか、実際、線路を動かさんばいかんもんですから、なかなか国のほうではしていただけないということで、これまではいよいよのときにはということで、大型土のうをあそこに置いていただいております。ただ、この大型土のうというのをいざというときにどがんして運ぶのかですね。大型機械がないと運べないわけですし、大型機械をどこから入れるのか、そうしたことも本当に実効性が担保できているのかという不安がありましたし、そもそも国の河川でありますから、国でやっていただくのが私は当然だと思っておりましたところ、今年度になりまして河川事務所のほうが小さい土のうに変えていただきました。ただ、土のうを大きいものから小さいのに変えたからといって、今まで国でもらわねばらんとしよったとが突然町ですということにはならないと私は実は思っておりまして、先日の防災会議のときにも、小さくしてもらったからといってそれを町でせんばらんとしよることになれば、いざというときにうちは人的な資源を配分せんばいかんわけですから、そういうことにはなっておりませんというふうには申しました。

ただ、さはさりながら、今回、消防団の古賀団長を初め、団員の皆さんの御協力によりまして、そうはいいながらも、もし万が一、うちもいざあそこが越水しようとしよったときに、それは国やっけて言うていっちょくわけにはいかんもんですから、万が一のときに備えては、やはりそれこそ自助で、町でどうにかできないかということで、きのう休みの本当にいい天気でありましたけれども、若い消防団員の皆さんが100名以上集まっていたいただいて、実際、土のうを積む訓練をしていただきました。私もお邪魔をしましたけれども、本当に頭の下がる思いでありまして、こうしてやはり町の安全・安心というのは確保されているのだなというふうに思いました。

答弁をかりてというわけではないんですけど、ぜひ感謝の気持ちを伝えたいと思って、冒頭、その話をさせていただきました。

さて、三苦議員の御質問は、江北町の農業、または農産物を使ってグリーンツーリズムを進めてはどうかということによろしいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

もちろん江北町の安全・安心で、それこそ町民の皆さんが手塩にかけた農産物を広く普及をさせたいというふうに思っておりますし、これまでもそうした取り組みに呼応して私どもとしても伴走をしてきたところであります。

ただ、ツーリズム、観光ということになると、私は少し懐疑的に思わざるを得ません。というのが、私どもは小さな町でありますし、大きなホテルや旅館があるわけではありませんし、旅行者の方が来ていただいたからといって、お金を落としていただくような施設があるわけではないものですから、私は観光に農業を使うということについてはいかがかなというふうに思っています。

ただ、せっかくこれだけ安全・安心で新鮮な農産物をつくっている江北町でありますから、それを食べていただいたり、それを買っていただくような場面というのは私は必要なんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。そういう意味でも、先ほどお名前が出ておりましたけれども、我々の先輩方がその農産物の販売所として「だいちの家」を今に残してくれているものだというふうに私は思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にいざというときに町長に答弁をお願いせんで、大変失礼いたしました。

今、グリーンツーリズム、やっぱり私的にはもっと底辺のを考えていたのは、今、かなりの休耕田がございますよね。そういうところを町と、だから、先ほど言ったようにJAと商工会とタイアップをしながら、よそから来てそういう体験をしながら、そしてまた農業でつくった農産物を買っていただくと、そういう絶対——ホテルも今のところはないんですが、何かちょっと耳にしたことで、まだ暗礁に乗り上がっているホテルが何かあるそうでしょう。ちよつときのう車の中で話が出ていたようですが、これからは見捨てた江北町ではないと思いますので、これからの町の活性化のためにもぜひそういうことをしていただければと思っ

ております。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をいたしたいと思います。

ツーリズムというのを大々的にうたって、そういう大きな観光地や宿泊施設があるようなところをやるつもりはありませんと申し上げたわけでありますけれども、私どもの豊かな宝であります農産物を介したいろんな交流というのはぜひやっていきたいなというふうに思っております。

御存じのとおり、以前から活動していただいております花祭区の彼岸花なんかは、昨年度は彼岸花まつりということで銘打って、それこそ町外の方から実際そこを見ていただくだけではなくて、実はいろんな振る舞いをしたり、そこで農産物を販売していただくようなこともありましたし、おっしゃるように、やはりそういう農業、農産物を介して江北町のことを知っていただく、または江北町と交流をしていただく、江北町に来ていただくということぜひ進めたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

大変ありがとうございました。本当に緑豊かな江北町、乗馬をしているところとかいろんなところ、ちょっとした神社、お寺とかでも他町の人からすると、江北てよかとかねと言われて、地元にいると何もよさがわからないで感謝していないんですが、本当にここに住ませてもらっていることに対して我々はもっともっと感謝しながら、これから我が町をよそのほうに宣伝していくのも私たちの務めかなと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

本当に減反しているところには何かすると、今、女性たちが来てくださっていますが、町からの助成、県からの助成でボカシづくりとかいろんなことを頑張ってもらっています。私は参加するだけで口だけなんですけど、本当にそのことできれいな花が咲き、きれいな野菜がとれ、そして見事なキュウリがなったとか、そういう朗報を聞きますと、やっていてもらっ

てよかったなど。これは何十年となるんですが、県のほうからもことはまだですかと言われるほどまでに認めていただいておりますので、私たちは私たちなりにしっかりと我が町をPRしながら、そして、私たちの健康のために、子供たちの食の安全のために頑張れるところは頑張ってもらいますので、どうぞ一緒に二人三脚として、これから行政と、そして私たち女性も大いに使ってください。役立つところはたくさんあると思いますので、力仕事以外は言っていただくようお願いしておきます。

多分このことについてはいい結果が生まれるであろうなということで、私たちもしっかりと努力をいたしますし、ここにいらっしゃる議員の方も、町長とか総務課長の話を聞いて、俺たちもやらんばいかんねとそれぞれに思っていることを信じて、次の質問に移らせていただきます。よろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、4問目に入らせていただきます。

惣領分江口地区宅地の東側に位置する水路の取り扱いについてお伺いいたします。

多分、議員だから何とかなるだろうと思ってお話をさせていただいたと思います。私だけの力ではどうにもできませんので、ここまで出す必要はないんですが、まず、ありがたいなと思ったのは、先日、学校前の道路の安全のために、課長初め、あと2人の職員の方と警察とお話し合いをしたときに、ちょっと時間があったもんですから、このことを、今、地元からこういう声 coming しているけど、それだけを職員に申しました。そしたら、その後になんてしてくれよんねとその方から言われたときに、まだ先に進んでいないといいながら職員に電話いたしました。そしたら、学校にいたその足で、お二人で現地を見に行っていたいるんですね。これだけ迅速に、それから町民の声を大事にしてくださるお二人の建設課の職員の方に本当に頭が下がりました。

そういうことで、まだどうなるかわかりませんが、一応声を届けるために、本当はもうお届けしたんだから彼らに任せておいてもいい方向に行くのかなとは思いましたが、あの議員に言うたばってん何もしんさなかったと言われそうで、ちょっと事実をお伝えするような状態になっております。まずもってお二人には感謝申し上げたいと思います。

宅地の北側には町道が走り、昔は当該水路と上流水路とがつながっていて、道路工事のた

めにその鉛管が寸断されて、今では水が流れてこないのに、土砂が堆積して、私が見に行きましたときもすごい変なおいがいたしておりました。夏になると、もっと蚊とかがブンブン出てきて、それは大変だという住んでいる人のお声でございましたので、これは何とかできるのかなと思ったのは、これは工事しなくてはいけないことなんです、環境悪化が見受けられるとの住民の声が届いた以上は何とかしなくてはいけない、私たちもそれが責務であると思っておりますので、今、このようにして一般質問に立たせていただいておりますところでございます。

現在取り組まれている多面的機能支払交付金制度に基づいて土砂の取り除きは可能だそうですが、その寸断された水路の復元を図ってもらえないか、これが根本的な解決ではないかと思っておりますので、この点の答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって建設課職員をお褒めいただきまして、ありがとうございます。

御質問の箇所が現在の形になったのは、町道工事で水路を寸断したのではなくて、土地改良の水路計画によるものだと考えております。4号幹線水路をつくって、そこに地区内の排水を集約して、朽木排水機場から強制排水するといった計画だったと考えられます。

当時の町道工事の担当者からも話を伺いました。当地区は新しく道路をつくることもあって、区長さんを初め、地区の皆さんとは十分協議をしながら工事を進めたということでございます。工事の前、工事中、工事が終わって今まで、そのような話はなかったということで伺っております。

それと、流れ込みがなくなり、土砂が堆積して環境悪化が見受けられるということもございますけれども、当水路に限らず、平たん部の水路は貯水機能を持たせてあるため、水が変わらず水質の悪化もあろうかと思います。定期的に水を落としてもらうとか、堆積した土砂の泥揚げをしていただくとか、区長さん、土木委員さん、水利委員さんとか、地域の方と相談をしていただきたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

土地改良の仕事ということで、これは地元の人でも、それぐらいをするんだったらほかのところもどっさいあろうもんと、こういう声を聞いたんですよね。どっさいあるんだったら、それを解決するのが行政であり、私たちのチェックじゃないでしょうかと思いますね。だから、土地改良が一切知らないのは——ごめんなさい、こういう仕事に不得手でございまして、非常に申しわけございませんが、どうであれ、隣にその川を挟んで住んでいる人しか知らないわけですよ。誰もそこが堆積しているかなとって、区長さんであれ誰であれ、声が届いて初めて、見に行くような状態なんですよね。そこのところでわかるはずがありません。

だから、こがんところはどっさいあるさいと言った地元のお偉い方だそうですが、ちょっとそれは違うよねと。弱者の立場を全然考えていないよねと。トップに立つ人であれば、いろんな方がいるわけですから、強い人とか恵まれている人だけじゃなくて、本当に恵まれていない人たちの声を聞くのもその区のトップじゃないかなという気がしておりますが、じゃ、これはどうしても役場的には解決できないということですか。課長、しっかり答弁をお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂井建設課長。

○建設課長（坂井武司）

三苦議員の再質問にお答えしたいと思います。

町のほうでどうにかできないかということでございます。

水路につきましては、先ほども申し上げましたけど、土地改良の計画の中で貯水も排水も含めて計画をされたと思っております。これにつきましても、町で何とかするというところとか、地区と協議しないとどうにもできないことかと思っております。

以上です。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、これは地元の評議員さんとか、そっちのほうに持っていく仕事だとおっしゃるんですね。そしたら、あそこは江北町じゃないんですか。私が今言っている場所は江北町

じゃないんですか。江北町でしょう。それだったら、こういう声が届いたからどうでしょうかと、あなたたちからも言っていたのが当然じゃないですか。何のためにここで声を出して、誰も嫌なことは言いたくありません。でも、町民の声だからあなたたちに届けているんですよ。それを、それはそっちでしてくださいと言うんだったら、我々議員は何のためにいるんですか。

じゃ、それは地元の人と相談して、こういう話が議会で出ました、地元の方どうでしょうかと逆に持っていくようなことは課長としてできないんですか。そういう答弁は答えになっていません。じゃ、私たちは言わないほうがいいじゃないですか。何も言わなくて、ただ議員としてバッジをつけているだけでいいんですか。町民の代表として言うために、このバッジをつけてもらっているんですよ。その町民の声をね、そこはできません、地元の評議員に言ってくださいとか。私もそういう詳しい土地改良的なことが不得手であるから反省すべきところがあるんですが、その方は町に言ったら何とかなるのかなと、その町に言うには近くの私を使って言ってもらおうかなと思われたんですよ。それをまた町が地元でとか、そういうことを簡単に言っているんですか。私たちのこの一般質問は何なんですか。パフォーマンスじゃないんですよ。町民のためになることを言っているんですよ。もっと真剣に答えるべきじゃないですか。もう一度答弁をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山中副町長。

○副町長（山中秀夫）

三苦議員の質問にお答えいたします。

今、質問をされていることについては、土地改良時代に道路も水路も含めて区画の整理をしたわけでございますけれども、こういうようなところについてはほかにもありますので、実際どのような状況であったかということをしっかり把握した中で返答しないと、できるとかできないとかじゃなくて、実際どのようなことになったのかということをごちらのほうがよくわからないで返答はできないと思いますので、しばらく時間を下さい。そして、その辺のことについてはこっちでどうなったのかということ調べてみないとわかりませんので、その後にはできるかできないかということも含めてお答えさせていただきたいと思えます。きょうここでどうこうとは言えないということでございます。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかく課の代表である課長が答弁をしておるのをいつもかつも出てきて、町長がそれを補足したり、場合によっては答弁を修正したりするのはいかがなものかと町民の方に言われるんですけれども、きょうも申し上げたように、最終的な責任といたしまして、そういういろんな品質の確保というのは私の責任だと思うものですから申し上げたいというふうに思います。

それで、一般質問として今回こうして御質問をいただくものですから、当然、私どもとしても、できるかできないかということでは、できないと言わざるを得ないということがあります。というのが、もともと町道の道路工事でこうなったのではなくて、土地改良事業になったと考えられるというような言い方を先ほどしましたけれども、少なくとも今回、通告をいただいて我々の中で確認をしたのは、町道工事で寸断されたのではないと。土地改良事業によって、当時、そうした水路の形になったというところは、先ほど副町長は少しお時間をいただいてというふうに申し上げましたけれども、そこは担当課のほうで確認はいたしております。

ただ、そのことと、今回、今おっしゃっているように、ここの水路のところは水が流れなくて非常に困っておられるということと、その対策とをあんまりイコールで言うからかなというふうに思うんですけれども、もともとここは昔は法定外公共物といたしまして、一番最初は白地だったんですかね。無主の不動産は国に属するというので、国がもともと管理していたのを土地改良事業の中で水路をいろいろつけかえたりして、当時の建設省名義になったりしていたんですね。そして、最近また変わりましたけれども、国のものでも財産的には町で管理をしたり、今度は機能の管理、そういうふだんの維持管理ですよ、これは地元でいただくということになっております。それは寸断されたかどうかとか土地改良で云々ということではなくて、いわゆるこういう水路についてはそれぞれの地域で維持管理をしていただくという前提になっているんですから、仮にそこが流れが悪くて、例えば、そういう維持管理がされていないからといって、それを全部、うちのここもされとらんもんね、ここもということになると、そういう基本的なルールからはやっぱり逸脱をしてしまいますし、その上ででも防災上とか防犯上とか緊急避難的にせんばらんところがあれば町でする必要が

あるというふうに思います。

ただ、先ほどあったように、せっかく御質問をいただいたわけですから、地元で話してくださいというよりは、こうして質問もいただきまして、地元のほうではどうか、近隣の方がお困りになられているようですねというのは、地元の区長さんなり私どものほうからおつなぎしてさしあげられるのではないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

それでは、町民の声を真摯に受け止めて、今の町長のようなフォローをしなくちゃいけないですよ、課長。これはあなたの責任の場所ですよ。

そういうことで、これからも我々もともに町民のために頑張ってまいりたいと思います。

以上、質問を終わらせていただきます。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開14時40分。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○池田和幸議員

7番池田和幸でございます。今回、通告に従いまして2問質問させていただきます。また、これから4年間しっかりと一般質問の場に立ち、これから頑張っていきたいと思います。

それでは1問目、学校教育施設の現状と課題。

平成29年4月に策定された江北町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って統廃合、更新、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平常化していく必要があります、持続可能な町政の実現を図るため、公共施設等の適切な規模やあり方、効率的、効果的な維持管理運営等の基本的な方向性を示す目的であり

ます。

学校教育施設の状況では、小学校は昭和54年建築で、平成16年度に耐震診断を実施し、平成20年度に校舎、体育館の耐震補強工事を行っています。中学校は昭和60年建築で、耐震性に問題はありません。小・中学校とも耐用年数50年を超過していませんが、建築から30年以上経過し、設備の老朽化が見られると報告されています。

昨年6月の一般質問では、平成30年度中に施設全体の今後のあり方についてきちんと示したい、各施設の整備計画の個別の計画については少し時間をいただきたいと答弁されています。

そこでまず、お聞きしたいのが小学校の状況です。

過疎地域自立促進計画には大規模改修事業で上げてあります。平成29年度から平成30年度ではどのような施設の改修整備が行われたのか、まずお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度から平成30年度にかけてどのような改修をされたかということですが、予算の範囲内ではございますけれども、平成29年度においてはインターホン設置及び補修工事ほか2件、それからトイレのトラップ補修、トイレの汚水管詰まり補修工事ほか10件、平成30年度においては教室棟落下防止手すり設置工事、それから高圧受電設備改修工事ほか1件、それと教室棟アルミサッシ補修工事ほか8件の工事、修繕を行っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

それでは、続けて質問をしたいと思いますが、まず再質問ですけど、6月1日に実施されました江北町フリー参観デーに参加させていただきました。保護者を初め、地域の方々も含めてたくさんの町の方が参観に見えていました。今回、トイレの状況を拝見させていただき

ました。北側の校舎の1階のにおいは改修されていたようでしたが、2階、3階の東側に関しては異臭があり、改善されていないような状況でありました。

ここで、文部科学省がトイレ関係について資料を提供していましたので、ちょっと見たいと思います。

これは東京都内の杉並区の小学校のアンケート調査であります。これがまず、トイレ改修による教育環境向上の効果という形の議題でアンケートをとられています。簡単にいえば、トイレに対して生徒・児童がどういう感情を持っているかというような調査みたいです。

まず最初に、トイレに行くのを我慢していましたかという形に対して、過半数の児童がトイレを我慢していたというような結果が出ています。その理由として、トイレが汚くてとかトイレが臭くてという形でデータが出ています。また、あとは和式のトイレがまだそのままになっているという状況が出ていました。

それから、下のほうにいきまして、先ほど課長のほうからトイレの改修もされたということでしたけれども、改修した後は我慢する機会が少なくなったという形で、それはいいほうに流れています。あと使いやすくなったとか、明るくなったとか、においもなくなったというふうにされています。

付随して、今回、精神面の問題で、トイレ改修によって、やはり今いろいろ言われているのが健康面、衛生面、それから生活面の改善です。私も先ほど質問しましたけれども、フリー参観のときにトイレ関係に行ったときに、トイレによってにおい等がここまでもかなというのは改めて私も思いました。特に、3階のトイレに関してはかなりの異臭がありまして——ここで、アンケート結果の最後に、トイレ改修で子供の健康障害も大幅に改善というふうに出ているわけですね。これがいろいろな結果が後々になって出てくるということで——ちょっとこれは参考までです。

そこで、また戻ります。

先ほど課長のほうからトイレ改修についてはやりましたということになっていますけど、今の私の質問ではなっていなかった箇所がありましたので、その辺はどうしてなのかをまず一つお願いしたいと思います。

2番目に、平成28年4月1日現在の公立小・中学校施設のトイレ状況が県のホームページに載っていました。その中で、江北町では校舎についての洋便器が26カ所、和便器が51カ所で、施設全体では洋便器の率は42.3%、和便器は57.7%で、全国平均でもやはり同じような

形で45%、55%の割合で、まだ和便器のほうが多いということが出ていました。

それで、以上のようなことから、今後の計画で、そこについていたのは、江北町では洋式率を90%以上にこれから考えていくということのコメントを書いてあったわけですよ。その辺は、今後の計画についてお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の再質問にお答えいたします。

まず、初めのトイレの改修の件でございます。

平成30年度においてもトイレの補修を行っておりますが、改善ができていないかというのは一部、3階の東のほうが異臭はしております。完全に改修されていないところもありますので、今後も対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、洋便器の設置率の向上ですけれども、これについても今学校施設も含め、教育施設の基本構想を立てております。個別施設計画も立てておりますので、そちらのほうで洋便器の改修率についても盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○西原好文議長

説明を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問に少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

私は平成29年に教育長になりまして、すぐ6月にちょうどフリー参観があったものですから見に行ったときには、確かに、特に北側校舎の東側の2年生のところ非常ににおいがして、もう本当にきついなというふうな感じでした。それで、すぐに原因を追究してもらって、そのときの原因がトラップが腐食していたということでそこを取りかえたという工事をしました。その後、しばらくはそれほどの異臭はなかったんですね。

この前、私も行きました。行ったときに異臭はどうかなと、やっぱり一番気になっているところございましたので、異臭については確認しましたが、2年前よりは確実に減ってはいるんですね。ただ、もちろん、なくなっているとは言いませんので、そういうことについては改めて原因をまた調べたりしないといけないかなというふうに思っています。

今、議員が言われたように、トイレという環境は、昔はにおいがして当然のところでしたけれども、今はにおいがなくて当然というところになっていきますので、そういうレベルまで上げていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

私の先ほどの質問の中に、今後の予定について、平成28年4月1日現在のホームページに載っていた分で、先ほど洋便器と和便器の数の話をしましたけど、この中におおむね洋式化率約90%以上で江北町にチェックがついていたわけですよ。この辺はどういうことなのかというのがちょっとお答えがなかったようなんですけど、その辺わかればお願いしたいと思いますけど。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武こども教育課長。

○こども教育課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

お答えしますというか、ちょっとその資料については承知しておりませんので、後もって御報告させていただきたいと思えます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

県のホームページに載っていたからですね。ただ、その辺は後だってというよりも、この場は私もこれで終わりですので、答弁に関してはわからないならわからないで結構ですけど、これを見たときに、ああ、いいことだなと思いつつながら、感心したわけですよ。やっぱり90%以上を目指すということで書いてあったので。それはいいかなと思います。

そしたら、ちょっと続けて質問をさせていただきます。

平成31年度の当初予算では、学校教育施設劣化診断として委託料51万7千円が予算化されていますが、計画では令和元年から3年までには診断及び計画設計で本体工事は4年から5

年と予定されていますが、大規模改修か新築かはいつの段階で検討されるのか、伺いたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

長寿命化、もしくは大規模改修については、もちろん、町のほうで決めないといけないという事案でございますが、国のほうに長寿命化事業というのがありまして、これに応募するというかな、希望を出すためには個別の実施計画を立てないといけないということになっていきます。それを立てるためには劣化診断をしないとけないということで、劣化診断をして大規模改修等をするとなれば、令和元年から3年に計画をして、4年から5年に工事になるという計画になるかなというところを示しているものでございまして、まずは劣化診断をしないと国の事業に乗れないということで、それを先にさせていただくということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

そしたら、続けて再質問をしたいと思いますが、以前に提出された江北小学校長寿命化検討書では、大規模構造による改修と新築による改修での比較がされていましたが、以前出されたことに対して概要や事業等は再検討されたのかですね。

2つ目に、長寿命化は凶れても教育環境の向上には改造では対応できないと書かれていました。その点で、教育環境が先ではないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、質問を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

確かに、長寿命化では教育環境の改善はなかなか難しいという報告を平成26年に受けて、

それよりは新築のほうがいいですよというような報告の内容でございました。それを受けて、町がどうするかということを検討してはきましたけれども、そのときに実は長寿命化の分の選択肢が入ってなくて、大規模改修と新築しかされていませんでした。

そこで、私が来て、平成29年だったと思いますけれども、それから長寿命化も入れて検討をしようということになりまして、これがなかなか試算が非常に難しいところがありましたけれども、長寿命化でも大規模でも余り変わらないかなという試算の程度でございまして、いよいよどうするかということではございました。これから子供の数がどうなっていくのだろうかということも非常に大きな要因じゃないかと、どれぐらいの大きさの校舎が必要なのかということも要因として上がってきて、じゃ、それについても調査をしようということで、そのことについても調査をしていたところでございます。

そういう流れで、今はまだ最終的にどういうふうな工法でいくかということは決まっておられません。しかし、今言われましたように、教育環境というのは、今の子供たちにとってもうちちょっと上げてあげたいというところがあれば、それについてはできる範囲の中で対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の答弁についてもちょっと再質問をしたいところですが、一応質問を出しているほうを先に読ませていただきたいと思います。

文部科学省では、今後の公立学校施設整備費については限られた財源を効率的、効果的に国庫補助をするため、平成31年度から個別施設計画の策定状況を勘案し、事業採択することを検討していると言われていますが、この計画策定の検討はできないものか、お聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいというふうに思います。

今、議員から言われた文科省の個別施設計画がうちが今劣化診断をして出したいと思って

いる計画でございまして、それに乗られないものかというふうに思って検討しているところ
でございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、回答をいただきましたけれども、そういうことであれば——ちょっと最後、もう一つ
出しているものを話してから言いますけれども、最後に大規模改修ができるのか、長寿命化
改修を取り入れていくのか、トイレ等の改修に影響を及ぼすことになるかと予想されますが、
この点についてはどう考えられているのか、どのような計画策があるのか、伺いたいという
ことで、これも質問を出していたと思いますので。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この点は私からお答えをいたしたいと思います。

特に小学校、中学校の改修のあり方については、これまでも何度か議会でも御質問をいた
だきまして、私の就任以前は新築というふうなことに結論がなりかけていたんですかね。そ
それで、就任後に、ぜひそこはもう一度きちんと検討させてほしいということで3年かかりま
した。恐らく答弁の中では、平成30年度末までには結論を出させていたきたいというふう
に申し上げたかと思います。教育委員会としては、いや、町長がまだと言ったものだからと
いうことなんだろうと思いますし、実はそこは私の判断で、平成30年度には結論を出せず
にいたしました。

というのが、今議会の冒頭でも申し上げましたけれども、やはりこれから我々が江北町と
していろんな事業をやっていくには、どこかいわば着地点というか、目標地点みたいなもの
をやっぱり定めて、そこを目がけていろんな取り組みをしていく必要があるというふうに
思っております。それについては、今回申し上げたように、今から33年後だと思えますけれ
ども、町制施行100周年というところを一つの着地点にして、その時点で江北町がどうなっ
ているだろうかということ、いわば未来予想図みたいなものを描きながら、それに向かっ
ていろんな取り組みをしていく必要があると。

ですから、一番シビアな推計でいきますと7,400人と御紹介をしたと思います。今から2,200人ぐらい人口が減るといふ推計もあります。そうしますと、クラスでいうと一クラス分が少なくなるんですよ。ですから、もちろん、改修をする、建てかえをするといふのは未来永劫、あと1回だけ建てかえればいいわけではなくて、当然これからずっとまさに持続的に江北町があり続ける中で、どこかでそういう建てかえとかいふことをせんばいかんとをひとつ30年後をそのポイントにしてみたときにどうだろうかといふことをきちんとシミュレーションをしよう。ただ、いずれにしても、さっきのような劣化診断といふのは必要なので、それは当然我々のデータとして必要だから、今年度予算要求はさせていただいたといふところなんです。

よく車に例えるんですけど、例えば、子供さんが何人かおられて、今は中学生だと。部活の送迎もあるものだから、今は7人乗りのワンボックスを持っている。来年がちょうど車検の時期だけれども、買いかえるかどうかといつたときに、もし来年買いかえるなら、まだ部活に行っていますから、またワンボックスば買わんばらんと。ところが、もう一回車検を受けて、次の車検まで乗り続ければ、そのときには子供たちももう高校を卒業して送迎も必要なくなると、セダンでよかのうと、もしくは軽自動車でよかのうといふのがまさにアセットマネジメントだと思うんです。

ですから、今だけを捉えれば、何でわざわざそがんことばせんばか、もしくはなしせんのかといふようなことも30年後を見据えたときには、だからこそ、今は必要なさそうなことでも今やる、もしくは今必要——必要だったらやらんばいかんわけですけども、そういうものも場合によっては少し先延ばしをするみたいなことをですね。今回は、個別施設計画は学校施設だけではありません。いわゆるきょう御質問をいただいたようなスポーツ施設も含めて、30年後の町の人口と人口構成を考えたときに、どのくらいの規模の施設がどのくらいなければならぬのか、もしくはあればいいのかといふことを見据えて、場合によってはそれに向かってどこかで廃止をしたり、統合をしたり、場合によっては新築をしたりといふことをやはり思い描いておく必要があるなといふことを思いましたものですから、今回と来年度をかけてちょうど町全体の施設の個別施設計画を立てるので、その一つとして、教育委員会所管の施設も考えていこうではないかといふふうに思っておるところであります。

ですから、大変申しわけないんですけども、いましばらくお待ちいただきたいといふことにはなります。ただ、さはさりながら、目の前がそれだけによって、もうちょっと息もで

きんごたつとば個別施設計画ができるまで待ちますというのも、これはまた違うわけです。例えば、車のパンクしとつとば、どうせ来月、車検ば受くっけんが、ちょっとパンクさせたままでおこうかのうとはならんわけです。ですから、何か全てしない理由を、個別施設計画ができるまではちょっと何もさわれんすもんねというのも違うんだろうと思うんですよ。だから、緊急性とか必要性とか、あとはもちろん経済性もあると思いますけれども、長期的にはそうした取り組みをしながら、やっぱり必要なものは、場合によっては少し——せっかくここでタイヤを買いかえたばってん、来年、車検を受けんばやったということもあるかもしれないけど、ただそれはもう背に腹はかえられんというか、命にはかえられんわけですから、やはりそういうことはやっていく必要があるというふうに思っておりますので、本当に必要なものはそうしたものにこだわらず、場合によってはきちんと対応をすぐにでもすると。

例えば、きょうネットの話もありましたけど、個別施設計画ができるまでネットの補修はしませんというのはちょっと違いますよね。それはいずれにしても、やはり緊急性があるわけですし、必要性もあるわけですし、経済性を我慢していただけるならば、すぐにでもやりますといったことです。ただ、それを金属のチェーンでやるとなると、これはちょっと少し先の視点を持ってやった方がいいんじゃないかということと同じだと思うんですよね。

ですから、トイレがもう耐えがたいということであれば、実際、長寿命化、大規模改修、建てかえをするにしても、実際にやるのは何年か先なわけですから。この何年間かを見たときに、やっぱり今しとかんばいかんということであれば、やはり今する必要があるというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、学校施設のあり方については今申し上げたようなシミュレーションも含めて、ぜひまた御報告ができるようにしたいと思いますので、大変申しわけございませんが、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

いましばらくと言われましたけど、なかなか私もいましばらくは待てないもので、ちょっと質問だけはさせていただきたいと思います。

今の状況はよくわかります、診断の結果はですね。私も今質問の中でしましたとおり、診断で本工事が、この計画でいえば、平成でいえば平成34年から平成35年とことしの当初予算に書いてあります。これまで待てるかというのはちょっと、今町長が言われましたけど、当然本体工事にするには待たないといけないかわかりませんが、やはり劣化した部分に関しては、その都度やっていかないといけないと思います。

先ほど私がトイレのことを言いましたけれども、やはりそういう精神的なものもありますし、やっぱり学校に楽しんで通えるような生徒たちになってほしいと思います。

そういう意味からして、1つお聞きしたいのが個別計画の中でもありますけれども、やはり長寿命化に関しては、その点では長寿命化の改良事業として施設改修はしていられるのか、その辺はどう考えられていくのか、お聞きしたいと思いますけれども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。長寿命化の計画の中でと申しますと、長寿命化の計画でいくと、工事が4年か5年ぐらいになるという予想なんです。それまでに何かをするかということ……（「いや、最終的には長寿命でされるのか」と呼ぶ者あり）長寿命化の事業に乗ると、要するに躯体は変えられないという条件がついてくるので、躯体を変えない中で教育環境をいかに高めていくかという工夫はしていけないといふふうには思っております。それでよろしいでしょうか。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私が聞きたいのは、結局、改築中心から長寿命化という形で国のほうもいろいろな案件を出しています。そういう中で、一番はコスト面もあります。それから、長寿命化の終わった後の改修のこともあるわけですね、新築とまた違って、四十年に一回とか、そういう中身のいろいろのやり方がですね。そういうことも含めて聞いたんです。

最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、検討課題の中で、計画性、施工性、経済性があります。教育環境上からも、学校側、それから保護者の方々へもしっかりとした年次計画、やはり先ほど町長がちょっと言われましたけれども、ある程度の計画性を少し伝えてい

ただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨年度は、教室棟落下防止の手すりをつけたりしました。それから、高圧受電設備の改修工事を行いました。こういうふうに危険なものが途中で出てくると、それを優先するということになると思いますけれども、学校のほうからこういうところを変えてくださいという要望はいただいていますので、それに優先順位をつけながら、これからもやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、学校関係の最後の質問ですけど、先ほどから言っていますトイレに関しては、もう早急にやっていただくということでよろしいでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。熊崎教育長。

○教育長（熊崎知行）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどお答えしましたように、かなりよくなっているんですけど、まだまだ依然としてにおいがあるということでございます。調査をしていただくことになると思いますが、それですぐ原因がわかるかどうかわかりませんが、とにかく調査だけは早急にしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そしたら、2問目に行きます。

○西原好文議長

次、行ってください。7番池田君。

○池田和幸議員

上小田地区の活性化は。

これまで何度か活性化について質問をしてきましたが、今回は、門前～観音下線の道路拡張による効果と計画性について質問をしたいと思います。

昨年6月に県道多久～江北線のバイパス整備に関する要望書が県道多久～江北線バイパス整備期成会から佐賀県知事と佐賀県議会議長に提出されました。要望書は1、交通車両や通学路の問題、2、原子力災害を想定したときの避難経路による懸念、3、振興策としてのアクセス道路等の問題、以上のことから国道34号バイパスへの直接乗り入れが可能となる整備の事業化を要望したものであります。

最初の質問は、要望書の提出から約1年近くなりますが、その後の状況はどうなっていますか。

2つ目に、期成会には我々議員も参加していますが、何も情報が入ってきません。連絡事項等はなかったのですか、お願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

一般質問の場でこの件を御質問いただくと、私どもとしても、町がぜひこういうふうになりたいと、思っているような活動をやっているものですから、それを公式にまだ申し上げられないこともあります。

そうした中で、私が就任した年だったですかね、門前～観音下線の1期分の工事が終わって、それから先も町の単独事業でやるのかどうかといったときに、予算ベースだけでいけば、あれを真っすぐ門前のところに持っていけば、これまでの予算のつきぐあいでは25年ぐらいかかるということでありました。もともと県道多久～江北線が役場の前のほうまで走っているものですから、そのバイパス事業として県のほうにさせていただくことができないだろうかと、そのほうが恐らく事業の早期完了、また町の負担軽減といったことも含めて、私はそれが一つの経営的な手法だというふうに思ったものですから、県のほうにお願いをしたいというふうに思ったところでありました。

ただ、県のほうにお願いをするだけではなくて、議員の皆さん方にも御協力をいただいて、期成会というものを結成することによって、よく言われるように、何か町長だけがしよっばいということじゃなくて、少なくとも町として活動をしているんだということをやはりアピールする必要があるということから、期成会ということで議員さん方にも入っていただいて結成をさせていただいて、そして期成会の名において県のほうにも要望をさせていただいたところであります。

そのときには、1つには交通事故ワーストワンということも持ち出して、多久方面から来ても、今は県道は役場の前の道のほうに行かんばらんと。だから、多久方面から来てうまく34号に乗っていただくためにも、交通安全の観点からも、やはり県としてもバイパス事業をされた方がいいんじゃないですかということを1つ理由にしました。

それともう一つは、原発にいざ何かあれば、数千人の方がこの江北町を初め、県の南部に避難をされてくるときには、ここの道路網をお使いになるだろうと。そのときに、県道をそのまま来て、役場の前の道に行って、肥前山口駅のこっち側の信号機に車のずらい並ぶみたいなことがあるわけですし、ですから、そういう意味からも、原発の避難路としても、やはり34号バイパスにきちんとつなぐ必要があるんじゃないですかと、我ながら納得性の高い、ああ、それならばやらんばいかんかなと県のほうで思っていただけのような理由を準備できたかなと思って、この間御一緒して要望をさせていただいたわけでありました。ただ、県からの回答は、その2つはよくわかるけれども、なかなか今はその2つだけでは県道事業としてはできないと。やはり少なくとも、当該町として、あの道路のでくつき、がん発展するということではなくて、町をこう発展させたいから、ぜひこの道路をつくってほしいということで提案をしてもらわなければ、なかなかその2つだけでは難しいですよということでありました。

ですから、御存じのとおり、何も情報はないとおっしゃいましたけれども、議会に予算の承認をいただいて、工場適地調査もやらせていただいたのは、必ずしも、あそこを前提にすると、これは非常にバランスをとらんばいかんです。なぜかという、あそこを工場団地にするとなった途端に、地元の皆さんは何ば、そがんこと聞いたことなかばいと、こういうことになるものですから、もし仮に幾つか町内で工場を立地してもらえとすれば、どういふところがうちとしてはお勧めができるんですかねということ調査をさせていただいたわけです。

ですから、両雄並び立たずではないわけですが、こっちをそうしながら、こちらもしじわっと進めるというふうなことで今までやらせていただいているわけであります。

ただ、御存じのとおり、今、肥前山口駅の前のあるあの県道の安全対策を県のほうにお願いしています。もし先にこちらのバイパス事業をするということになれば、ここは町で事業をせんばいかんごたつ話になります。ですから、順番もあります。なので、まずはきちんと肥前山口駅前の歩道整備を県のほうでしていただいた上で、もしくはしていただいているのと並行して、町としてもそういう利活用とか振興策とか——振興策というんですかね、そうしたことを少しずつ絵に描いていって、うまくその事業の引き継ぎというのをやらんばいかんという、非常にある意味、微妙かつ繊細な対応を今させていただいているところであります。そういうことは議員例会の折ですとか、個別にお話をさせていただくときも我々のそういう腹づもりというんですかね、そこはあうんの呼吸で私はさせていただいているというふうに思っております。ですから、工場適地調査もさせていただいておりますし、今回、政策課のほうがいろんな計画をもう一度見直さんばいかんですねということの中にはそういうことも含まれておるわけであります。

ですから、ちょっと一般質問で、あそこはどがんなつとかとぼすと聞かれると、それはいつもお話ししているとおりですよというふうに申し上げたいと思いますし、あえて御質問をいただきましたので、余り支障がないと思われる範囲内では今答弁をさせていただきましたけれども、そういうふうに思っております。

ただ、今回、県のほうでも大分人事異動もあられたようでありまして、ぜひ6月議会が終われば、もう一度町としては忘れていないよと、そして少しは県のほうからいただいた宿題にもお答えできるように、平成30年度には実はこういう工場適地調査もしましたもんねと、その中では、実はあの沿道の一部もですね——それは工場団地をそれで即つくるということではなくて、やはりあの周辺に道路ができれば、これだけ我々としても非常に発展性がありますよという県からの宿題にも少しはお答えを持っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

何か私が余り聞いていなかったようなことをちょっと——というふうにも聞こえないでもないですけども、ただ私は、今回この質問を出したのは、先々月、選挙がありまして、いろいろ各地区を回って、上小田地区の振興ということで、特にこの意見が一番多かったわけですよ。それに対して、新しい道ができるのにどうなっているのかなという町民の皆さんの意見が一番多かったです。それで今回上げさせていただきました。

その中で、去る6月7日に期成会の要望活動についての説明が議員例会でありました。その中で、私が質問を出した後に、タイミングがいいといいますか、たまたま県道多久～江北線バイパス整備促進期成会の活動要望についてという説明がありました。この中で、平成29年7月31日、先ほど私が質問に出しました知事宛ての要望書の提出等も書いてあります。その中で、最後に調整中という形で書いてあります。そして、一番最後の米印のところに、例年、県土整備部長及び道路課長、担当者で対応いただいておりますと書いてあります。担当者で対応いただいておりますと書いてありますので、どういう対応を行っておられるのか、その辺を私も聞いていないもので、お願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

なかなか微妙な中で、私も答弁を差し上げたつもりだったんですけども、再度お尋ねになりますので、お答えをせんばいかんかなと思っています。

それは、前回、要望にお邪魔したときには、県土整備部長をトップで担当者までのところで我々の要望を受けていただいておりますがという趣旨で建設課のほうでお書きしているというふうに思っております。ですから、ちょっと今からの要望活動でありますし、なかなかこういうのは、特にテレビもごらんになっておりますし——江北町の議会をほかの市町の方も実は結構見ておられるんですよ。そいけん、江北町はあそこばあがんで県に頼もうと思っとるばいねてと言われるのも、もちろんやっぱりここが今お互い競争している、情報戦みたいなどころもあるものだから、なかなか公式に私も言いにくいところもあるんです。

ですから、例えば、知事に対応していただくとか副知事に対応していただくというところまでではなくて、県土整備部長以下で対応をしてもらいましたけれども、今回もということで建設課が書いているんだというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

わかりました。

ただ、私たち議員もやはり一生懸命になっているということだけはわかっていたかと思いますが、あと地域の皆さんも期待をされているということでもあります。

そしたら、3つ目の質問をします。

3つ目に、県道としての機能を生かすため、または企業誘致や道路拡張を機能する方策として、農振除外等の考えはありませんか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬産業課長。

○産業課長（一ノ瀬和義）

ただいまの池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

県道としての機能を生かすため、また企業誘致や道路拡張を機能する方策として、農振除外の申請の考えはありませんかということですが、まず農振除外の手続には農振除外の申請の一つとして、個別に除外申請を行う方法と、2つ目に町が策定した総合計画により、町全域を見直す農業振興地域整備計画の変更による除外があります。

1つ目の農振除外については、通常行っている個別案件を除外申請するもので、2つ目については、町の総合計画の全般的な見直しを行うものでありまして、国や県の基本方針の変更により、必要が生じた場合や経済情勢の変動、その他の情勢の変化により必要が生じたときに行うものであります。本町におきましても、平成9年に住宅マスタープラン等の整備計画とあわせ、江北町農業振興地域整備計画の見直しを行っているところであります。

町の総合整備計画との照合や農業者の意向調査等を行うとともに、基本方針との調整、素案作成や県との協議及び公告縦覧の手続を行うこととなっており、ある程度の時間を要するものと考えます。

また、佐賀県の農業振興地域整備計画の方針においても、農地は農業生産の基本的資源であることありますから、集団的農地の確保に努めることとなっております。

上小田地区の農地は1種農地であることから、農振除外については具体的計画に基づき行うべきだと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今の答弁の中で、最後のほうに具体的な計画がなければということだったんですけど、それは今のところ、具体的な計画はないということの答弁ですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田中政策課長。

○政策課長（田中盛方）

それでは、池田議員の再質問については私のほうから申し上げたいと思います。

今、第5次総合計画につきましては、令和3年3月末日となっております、この計画について見直すこととしております。

またもう一つ、県において5年ごとに行われております都市計画区域の見直しの中に、今回、江北町も含まれておりまして、その準備が予算等も出してございましたとおり、昨年からは進めており、今年度は原案作成等の協議を踏まえ、予定としては令和3年度に県のほうで区域の指定があると思います。

それともう一つは、町の計画ですけれども、これにあわせて江北町の国土利用計画を見直すこととしております。これについては平成21年に変更がされまして、今、平成21年に作成されたもので土地利用計画を行っておりますけれども、都市計画区域の整備の見直し、第5次総合計画の見直し等もあっておりますので、全町的な土地利用について今後検討を行っていきたいというふうに思っております。

現在のところ、御質問の部分については農業振興地域というふうなことで定めておりますので、今後、土地利用をどう図っていくのかというふうなことについても、こういう計画の中で町としての方針を定めることになると思います。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

政策課長が申しあげましたとおり、各種の計画、もしくは県の都市計画の動きと連動して

ということではあります。ただ、あらかじめ農振地域を広範囲にわたって広げるとするのは相当な作業だというふうには私は自分の今までの経験でいくと思っております。というのは、本当に農振地域を広範囲に外していいのかどうなのか。ということは、当然、農業者の皆さんとの調整も必要ですし、ほんなごて農振ば外すなれば、あそこがよかとかどうかということだってほかの地域からも出るようになります。ですから、都市計画決定を正式にして、そういう中でということはひとつあるかもしれませんが、これはそう簡単に、例えば、何年か待てばあそこがばたっと農振が外れるということではないのじゃないかなというふうには私は思っております。ただ、さりとていってあそこは農振がかぶっているから開発できませんとも申し上げるつもりはありません。

私が以前勤務しておりました武雄市役所の、こちらからいうと、ちょうどバイパスの今、新武雄病院とか、それとこっち側には杵藤広域圏の消防本部ができた、向かい側にはドラッグコスモスがあって、こっち側には少しスーパーセンターみたいなやつがあって、その裏側には今また新しい商業施設ができていますね。あのエリアは、武雄市では東部開発エリアという名前と呼んでおりました。特にそこを都市計画決定するわけではなくて、まちとしては民間事業者によって、こういう形のもものが張りついたらいいとか、少しゾーニングをしまして、実はそういうものを大きくくりでつくった上で、個別にいろんな進出の話があったりしたときには、よく話をしながら、いろんな法手続を進めてきたというふうな手法を武雄市ではとられておりました。

ですから、もちろん、それこそ都市計画決定をするときまで待てればいいわけですがけれども、例えば、バイパス事業とのやっぱり兼ね合いもあつたりしますし、そこはある意味、スタンダードなというか、きちんとしたそういう手続とはまた別に、さっき産業課長が紹介しましたように二通りあると申し上げたわけですがけれども、やはりそういうものもうまく使っていかなければいけないなというふうに思います。ただ、そういう計画がなければ、やはり個別で農振の申請が上がっても、何に基づいて我々がそれを進めていいのかどうかというのがわからんもんですから、ですから、そういう他市町のいろんな運用の仕方なんかもよく研究をするようにということで担当課のほうには指示をしておりますし、先ほど御紹介したような事例というんですか、それはひとつ参考になるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、今農振がかかっていますから何も開発させませんなんていうこととも

やっぱり違うと思うし、そう言ったらもう話は進みませんし、だからといって、もうどんどん農振ば外してというふうにも思っておりません。やはり道路の事業との兼ね合いもありますし、町全体のバランスもありますから、基本的には政策課長が申し上げたとおり。ただ、農振についていえば、産業課長が申し上げたように、二通りありますねということであるというふうに御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっとまとめて最後の質問をしたいと思います。

先ほどから話が出ていますけれども、今後の状況にもよりますが、門前～観音下線の県道昇格にはかかわらず、上小田地区の活性化にはこの路線は重要だと考えております。

そこで、山口、佐留志地区の住宅地もある程度はもう満たされてきている状況だと思います。地盤のよい上小田地区への住宅地等の誘致が待たれるのではないかと思います。これが地区の活性化の一つになるのではないかと考えますけど、この点についていかがでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これまで非常に微妙なところでいろいろお話をしている中で、上小田地区が地盤がかたいから住宅地に向いているんじゃないか、はい、わかりました、そうですねということではありません。やはりそこは町全体のことを考えていかんばいかんというふうに思いますし、もちろん、上小田地区の振興ということも考えていかんばいかんというふうに思います。

これは以前にも申し上げたことでもありますけれども、もはや、もう上小田地区だけではないというんですか、いつも言うように、都市化と過疎化が両方訪れている我が町では、一部の地域を除けば、ほとんど過疎化をやはりしていると言わざるを得ません。ですから、そこは上小田地区を初めとした、やっぱりそういう過疎が進む地域の維持というんですか、持続というんですか、そういうことはきちんとやっていく必要がありますけれども、先ほどいただいた御質問にそれをそのまま今答えるような状況ではないというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私も町全体のことは考えています。ただ、今回の質問は上小田地区の振興という形で書いておりますから、こういう質問をさせていただいておりますけれども、やはり地区の繁栄があつて町の繁栄、そういう形につながっていくと思います。ぜひとも、ある程度のことを肝に銘じながら、しっかりとそういう面でもお答えをしていただきたいと思いますと思つていましたけれども。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

言うまでもなく、肝に銘じて町政を担当させていただいているつもりであります。

上小田地区の振興ということが具体的にどういうことをおっしゃっているのかがわかりませんが、例えば、私が住んでいる佐留志地区も新しく住宅地区になったところが——佐留志地区なものですから、佐留志地区が発展しているようにおっしゃいますけれども、これを例えば佐留志地区じゃなくて別の地区だと考えれば、当然、今御質問をいただいたように、やはり旧佐留志地区の振興はどうなるのかということと実は私はそれほど変わらないという意味で、都市化と過疎化、両方にやはりきちんと対応する必要がありますし、過疎化という意味でいけば、今は町全体にそうした地域が広がっていると、そういう視点でしっかりやらせていただきたいというふうに思つておるということでございます。肝には銘じておるつもりです。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開15時45分。

午後 3 時 35 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9 番 淵上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○淵上正昭議員

皆さんこんにちは。淵上正昭です。本議会最後の質問者となりますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、質問いたしますのは自然災害に対する防災・減災であります。テーマは非常に大きいですが、質問する内容は 1 点になっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、質問に入る前に、大雨に関する避難所などに警戒レベルという新たな運用が始められました。少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

岡山県や広島県、愛媛県などで大規模河川の氾濫や土砂災害が発生し、豪雨災害としては平成最悪となる 200 人以上が犠牲になりました昨年 7 月の西日本豪雨災害で大きな課題となりましたのが、避難情報が出されていながらも避難をしなかった住民の方が多かったということでした。

そこで、国が西日本豪雨で被災した 67 の自治体に課題を聞いたところ、21 の自治体が避難勧告を発令しても避難行動につながらなかったという回答をされております。佐賀県でも初となる大雨特別警報が発令をされました。旧市町で約 23 万人に避難指示を出されましたが、実際に避難した人は 1.4% に当たる 3,137 人とどまっております。本町も 7 月 5 日、6 日の大雨で本町に初めて大雨特別警報が発令されまして、避難指示が町長みずから出されました。その結果は、避難対象世帯が 1,482 世帯で、対象人員が 4,059 人のうち 370 人が避難をされております。避難率でいけば 9.1% ということでもあります。

気象庁が逃げおくれで多数の犠牲者を出した西日本豪雨の反省を踏まえまして、避難するタイミング、いつ避難したらよいかをわかりやすく伝えるために、避難情報などに警戒レベルという新たな情報を先月 5 月 29 日から始められております。これは大雨洪水警報レベルの 5 段階表示でリスクの度合いを端的に示し、住民に避難の決断を促すためであります。簡単に言えば、レベル 1、これはほぼ正常ですね。災害への心構えを高めるといようなことで

す。レベル2、避難行動の確認ということですが、これは避難場所、避難経路の確認を含む避難準備を行うと。このレベル3からは避難に入ってもらいます。御高齢の方、障害のある方、乳幼児などで早目の避難を要する方、または裏山とか崖に近いなど自分の家に不安がある方、そういった場合には自主的に避難を始めるということで、レベル3からが避難のほうに入っていくということになります。レベル4、これは全員避難です。レベル4は全員避難。レベル5が、既に周囲で災害が発生しているおそれが高くて、命を守る最善の行動をとると。ですので、その場から逃げるほうがいいのか、あるいはその場にとどまったほうがいいのかという最善の方法をそのときに判断していただくということだろうというふうに思います。

今回の警戒レベル化は、各種の情報を出しても必ずしも住民に届かない。そこで、それをなくしたいためのもとは思いますが、これは個人的な意見ですが、気象情報も複雑になるだけで、ますます町民の方というのは混乱をするんじゃないのかなというふうに思います。どういった判断材料で良かったのかと思われるんじゃないのかなというふうに思います。特に今までの準備とか、勧告とか、指示とか、そういうふうなもので理解をされていた方が、またいろいろと複雑な情報をというふうに思います。

そこで、議会開会の7日に議員説明会で、担当課のほうからこのことについての防災情報の変更ということで説明がありました。その折に、江北町独自でわかりやすいチラシをつくりたいと。これは期限は7月か8月か、そこははっきりできていないんですけども、そういうことで、シンプルにぜひぜひつくっていただきたいというふうに思います。

そして、きょうこれを見ておられる町民の皆様方にはぜひ言いたいんですが、避難にまさる防災はないということです。ですので、自主的にでも、ましてや、レベル4になれば即座に避難をしていただくということが当然必要というふうに私は思います。ですので、私も機会があるごとに、機会を見つけながら皆さん方には伝えていきたいというふうに思っていますので、ぜひ行政の皆さん方にも、担当課だけではなくて、各課が有する各種会議とか、そういったときに行かれたときには、少しそのこともお伝えをしていただければなというふうに思っています。

そういうことで、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、今お話ししたのは町民の皆さんが避難をする側ですね。これから質問をいたしますのは、避難されてきた方を受け入れる側、要するに、公助の部分ですね、行政のほう、このことの課題について質問させていただきたいというふうに思います。

それでは、1つ目の災害用の備蓄品についてお尋ねをしたいと思います。

1点は、今年度の当初予算に災害用備蓄品購入費として675万円を充てられて、保存食や排せつ用品を購入するというような予定になっております。これは先ほど同僚議員のほうから質問があっただけだったので、6月に発注をかけていますということでございました。

これまで保有している備蓄品を含めて、項目ごとの備蓄率ということですが、保存食であつたりとか、飲料水であつたりとか、寝具類であつたりとか、排せつ関係など、そういうものが何%保有しているのかをまずお尋ねしたいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の質問にお答えをしたいと思います。

備蓄品の項目ごとの備蓄率は何%かという御質問だと思います。それで、備蓄率といいますので、もともになる数字が必要なんですけど、このもともになる数字については、県と市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領というのがあります。保有する備蓄品の必要数量の目安というのが、県のほうと町のほうでつくった要領に基づいていきますと、想定する避難者数というのが市町村の登録人口の5%になっております。ですので、江北町の場合は約9,700人の人口ですので、5%でいけば480人分が必要ということになります。必要日数については1日3食、そして、水については1人1日3リットルということで計算をしましたら、まず、保存食ですけど、保存食については備蓄の目安が1,001食になります。現在、うちのほうで保有しているのが1,598食、大体1,600食ですので、備蓄率は160%になります。それから、高齢者や幼児向けの保存食ということで、おかゆの保存が備蓄の目安としては437食、保有数量は、今回、440食を購入予定しておりますので、これは100%になります。それから、育児用のミルクですね、これについては4,496ミリリットルですけど、保有数量は、9,600ミリリットル購入しますので、備蓄率は200%。保存水については1,450リットルに対して2,260リットルありますので、155%になります。それから、寝具類については備蓄の目安が174枚ということですけど、保有数量は490枚、282%になります。それから、排せつ物等の処理に使うものが目安としては5セット必要ということですけど、これも5セット備蓄をしておりますので、これは100%ということになります。

一応項目ごとで大まかな備蓄品の備蓄率については以上であります。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。平成31年当初予算の中に資料として入っていたものとは若干違うということとで理解いたしました。

それで、県と町でということとで具体的にちょっとお聞きしますが、県と本町ということとであれば通常3日間というのがあるわけですけど、そしたら、県が1日分、町が1日分という解釈でいいのかですね。そして、自助である我々が1日分を持つということとでよろしいですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の再質問ということとで、備蓄品について大体3日分ということとで先ほどお話がありましたけど、県のほうは3日分（126、127ページで訂正）の備蓄をされております。それと、あと町のほうは1日分でありまして、それと、今言われたとおり、各家庭において災害時の非常持ち出し品の中に1日分の災害用食物を保存していただくということとで、町が1日、各家庭で1日分、県のほうで3日分（126、127ページで訂正）ということに今のところなっております。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

県も1日じゃなかったかな、違う。

そしたら、町が保有しているのは1日分という計算の中で、100%なり200%という形で理解いたしました。

例えば、大雨とか、そういうものについては当然準備をされている方は持ってこられるんでしょう。しかし、皆さん御存じのとおり、江北町には佐賀平野北縁断層帯があります。震度7が来るだろうというふうに推定をされております。そういった地震等で来たときには余裕がなくて個人が持ってこられないということにもなります。それともう一つは、この前の熊本地震でいろいろ問題になったのが、二、三日では足りないというようなことでもありま

した。しかし、先ほど県が3日分用意しているということであれば若干話が違ってくるのかなというふうには思っていますが、果たして県が3日分ですかね——そこは3日分ですね、間違いないですね。わかりました。

どっちにしても、5%ということであれば、先ほど言いましたように、前回9%ぐらいの方が実は避難をされています。県平均でいけば非常に避難率が高いとは思いますが、仮に全員が、あるいは相当な人が避難をしてきたというときに、果たしてこれで足りるのかということなんですね。だから、その辺はただ基準があるのではなくて、後からまた出てきますけれども、避難をしていただくためには、避難所に行けばちゃんと、何というか、家庭までとは言いませんけれども、ある程度の安心して避難できるというような受け皿がないとなかなかインパクトが少ないんじゃないかな。そういう意味では、5%というのは、果たしてこれが適切な数字なのかということをお聞きしたいんですが。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

県との協定の中では一つの目安として5%ということでありますので、ひとまずはその5%の基準は満たすようにということで、今回、予算が670万円をかけて、先ほど全部100%を超えていると申し上げたのは、買って初めて、それでも5%の基準をやっと満たすというぐらいであります。それで、御指摘のとおり、昨年の大雨のときに四千数百名の方に避難指示を出したのにですよ、もちろん全員避難してもらおうつもりで避難指示をしたわけですが、逆に言えば、四百数十人しかお見えにならなかったから、ある意味この数で何とか足りたという非常に皮肉な感じになっていますね。もちろん地震は、もう一個先の備えとして、いざ地震が起きたときにどうするのかということはきちんと備えんばいかんわけですが、大雨だから通常ではないですけど、大雨で通常はありませんけどね。昨年のような大雨のときでも、本当に全員避難をしていただいたらどうなっただろうかということは、やはりこれで終わりにするのではなくて、今回、あくまでもやっと第1段階というか、最低の基準を何とか満たすことができたという意識で、これで全部お役御免ということではいけないなというふうに思います。

その上で申し上げるなら、今回、少し担当課のほうで工夫してくれたのかなと思うのが、寝具がですよ、さっき5%で484人分でいいと言っているのに、備蓄の目安が174枚なんです

よ。ということは、この5%の484人分ですら実は基準がないんですね。だから、本当なのかなど。これも確認せんばいかんのですけれども。

その上で、今回、町のほうで買うようにしたのは490枚ということで、ここはここで、去年の避難者の方たちが夜お泊まりになったら何枚要るだろうかということで490枚にしたのかなというふうには思います。

ただ、繰り返しになりますけれども、果たして5%としたことで、胸張って、うちは備えは万全ですとはちょっと言えないなというふうには思います。でも、本当にお金がかかるんだなと思います。やっぱりそれだけのものを準備するのがですね。ですから、先ほどから御紹介しているような県であるとか、ほかの市町であるとか、場合によってはいろいろ民間企業とか、やはりそういうところのお助けもかりて備えということをしないと、これを全部町の予算でするとなると、もちろん安全はお金にかえがたいわけですがけれども、せっかくならば、そういうところもうまく使わせていただく必要があるなと思ったのが1つです。

それともう一つ、先ほど去年の避難指示の避難率のお話が出ましたね。今回、私、直接町民の皆さんに働きかけをしたこともあって、ほかの市町の1.4%に比べれば9.1%ですか——ということで避難をたくさんしていただきました。

ただ、私この避難率を上げるということは、当然、実際避難していただく避難者の数の分子のところを上げていくということも大事なんですけれども、そもそも避難をしていただく我々が呼びかける対象者の分母のところですね、ここも実は少し精査をせんといかんと思います。というのは、ほかの市町では避難指示の対象人数イコール人口みたいのところも結構あって、要は、ここの地区となかなか言えないもんだから、とにかく逃げてほしいという意味で全町的に避難指示をされたようなところもあります。ですから、実は我が町も例えば新宿とか土元とか山手のほうは、いわゆる平野的な要素があるところと山間部的な要素のところ両方あるもんですから、大分新宿の一部の地区にと言おうとしたんですけれども、自分が一部かどうかようわからんですもんね。それならば、新宿全体に避難指示を出したがいんじゃないかという次善の策で実はしたんです。だから、もともと避難をしていただく前提であるなら、本当に避難をしていただかんばらん人が誰だったのかということも本当は検証せんばいかんと思うんですよね。そのことが先ほどの避難していただいた方にどれだけのものを用意するかということとも深く実はかかわってくると思うわけです。ですから、避難せろと言いつつこれ、避難したっちゃ食料がない。ところが、本当にしていただかんばい

かん人たちが誰なのかと、どこなのかと、もちろん地震なんかは全域ということになると思いますけど、ここの精査も必要なんだと思うんですよね。

ここはひとつですね、例えば、町民防災コードとかですよ、背番号みたいなものです。要は、防災コードAの方は逃げてください。例えば、新宿、土元、門前で防災コードAの方、もしくはA世帯の方とかいうふうな形である程度特定をするというか、実はそうせんとべらっと避難指示をかける時点で信憑性というか、緊迫性が薄れるということもあると思うんですよね。それか、安全・安心カードみたいなものにして、例えば、赤色の人、黄色の人、青の人、緑の人とか、町民の方にお一人お一人渡してですよ、例えば、土元の町内の方で防災カード青の方はとか、何かそういうふうに分母をもっと精査するというかな、本当に逃げていただくかんばいかん人に逃げていただく、逃げていただくかんばいかんタイミングでということもやはりセットで考える必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

昨年、大雨特別警報、これは今回でいえばレベル5なんですね。ですので、既に災害が発生しているかもわからない状態の中で、じゃ、自分が家のほうにおったがいいのか、あるいは今危険を冒してでも逃げたほうがいいのかというような状況の中でかけていくわけですね。ですので、そこは余り細かくしていけば、それよりも、私が先ほど言いましたように、避難にまさる防災はないということで、とにかく避難をする。去年は浸水と土砂災害、これを分けた中での避難指示があったというふうに理解しておりますので、その辺は余り町民の皆さんが判断を誤られるようなことではなくて、そういうふうにされたほうが私はいいと思います。例えば、避難勧告が出たときにはどこからどこまでは逃げてくださいとか、そういうとはなかなかこれは難しいことで、そこは今後検討されていいかなというふうに思いますけれども、ひとつよろしくお願いします。

先ほど言いました備蓄品については、確かに金もかかります。本町については企業等とも協定を結ばれておりますので、道等が寸断されなければ、とにかく3日間を何とか過ごせば、いろんな援助隊が来ますので、そこはひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど言ひました避難する人、地区と言うたがいいかな、避難する人たち、赤とか黄色と

か、そういう話も出ましたけれども、そこはひとつ慎重に御検討をしてみてください。

次に、賞味期限の管理とアレルギー対策はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

先ほどアレルギー対策については、質問は出ましたけれども、改めてこのことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の2問目の質問ですけど、賞味期限の管理とアレルギー対策ということですけど、備蓄品の管理については、備蓄品台帳により管理を行っているところであります。

また、アレルギー対策ということで、前の議員のほうからも質問がありましたけど、保存食のうち、約半分についてはアレルギー対応食を備蓄しているところであります。

以上です。

○西原好文議長

9番淵上君。

○淵上正昭議員

賞味期限の管理ということで、備蓄管理表ですか、何と言うのかな。備蓄……

○西原好文議長

備蓄品台帳だそうです。

○淵上正昭議員

備蓄品台帳で管理していると。

私が聞きたかったのは、賞味期限の管理ということで、例えば、5年とか6年とか、いろいろ備蓄品によってはありますけれども、管理は一応管理表でしていると。私はできれば、恐らく年度ごとに分けてずっと、今回は5%になるように一度に購入をされたと思いますけれども、賞味期限が切れる前ぐらいに、いろんな訓練とかなんとかをされたときに、それを提供した上でもできるのではないかなというふうに思っています。そういうことも含めて、そういった管理はどうかされているのかなということでお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

渚上議員の再質問にお答えをしたいと思います。

保存食の備蓄品については、先ほど言いました備蓄品台帳というか、在庫表というのをつくっております。それに費目ごとの賞味期限をずっと載せて、それで管理をしているわけですけど、保存食も5年で切れるものとか、いろいろあるわけですけど、それで、保存食で賞味期限が過ぎる分については、切れる前に、地区で行われる自主防災組織の訓練のときとかに非常食として提供をしております。それと、保存水についても、これも賞味期限が5年というのがありますので、切れる前の分を消防団の夏季訓練とか等に飲み物として活用しているところでもあります。

以上です。

○西原好文議長

9番渚上君。

○渚上正昭議員

わかりました。有効活用というか、訓練をしていただく上でそういうものを提供して、また、非常食もこういうものがありますよというようなことも含めてやっていただきたいなというふうに思います。提供しているということですから、今後もそのようにやっていただきたいと思います。

アレルギーですけれども、確かに考慮して購入をされているということでございます。これも避難所ではたばたしているときに、確かにアレルギー体質の方は申し入れをしていただくというのが基本だろうとは思いますが。小麦であったりとか、大豆であったりとか、卵であったりとか、そばであったりとかいう多岐にわたってアレルギー食物がありますので、各個人に対応するというのはなかなかこれは困難だろうなというふうには思います。していただかなければなりません、これも自助の観点から言えば、そういう方たちはできれば、先ほど言った1日の分とかいうのがありますので、御家庭で購入をされて、計画的に準備をしていただければなおいいのかなというふうには思います。しかし、先ほど言いましたように、地震とかはいきなり来ますもんですから、そういうあれが持ち出すことができませんので、避難所に来てアレルギーで命を落としたということではしゃれにもなりませんので、そこら辺はしっかりと購入のときに考慮していただきたいというふうに思います。

これは可能か可能ではないかわかりませんが、いろんな食物、食品がありますので、最初からアレルギーの方に食べさせていけないもの、例えば、いろいろ食いたかとはわかるですけど、アレルギーには全く関係ないものを購入するということは不可能なんですか。言いたかとは、仮に、五目御飯だから、これは小麦が入っているからアレルギーの方はだめですよと。そうではなくて、アレルギー製品がない、アレルギー物質が入っていない食品というものは、それを購入するということは不可能ですか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

淵上議員の再質問ですけど、アレルギー対応食ですね、特定原材料等27品目というのがあるんですけど、この27品目を全部含んでいない食品というのが、今アルファ米がありますけど、今うちのほうでは半分・半分の備蓄状況なんですけど、今から購入する分については全てアレルギー対応食になっていると、全部入っていないということで確認をしております。

以上です。

済みません。今言ったのはアルファ米だけであります。ですので、ほかの分については確認をしないといけませんけど、多分、多分というのはあれですけど、アルファ米について、そういったことができるわけですので、ほかの分についてもそういった対応ができるんじゃないかと考えておりますので、そこは今言われたとおり、アレルギー対応食じゃないのを食べて避難所でどうかなったというのも困りますので、その辺は十分対応していきたいというふうに思います。

○西原好文議長

9番淵上君。

○淵上正昭議員

しかし、町がそれだけ配慮して購入しても、県が3日分ということであれば、県もそうしていただければいいんですけども、しかし、少なくとも本町で購入するときには、そういうものを極力購入していただくようお願いしたいというふうに思います。

それでは、2つ目の備蓄倉庫についてお尋ねをいたしたいと思います。

設置場所と災害用備蓄倉庫の大きさはどれぐらいあるのかということと、備蓄品は商品の賞味期限の点検方法や安全性を保たれているかということで、先ほどとちょっと重なる部分

がありますけれども、ひとつよろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、2問目の備蓄倉庫の設置場所と備蓄品の管理状況ということの御質問ですけど、備蓄品の保管場所としては、町役場の裏のほうにあります郷土資料館の2階のほうと、それから、役場の別館2階のほうですね、それから、防災広場の倉庫、これは浪花になりますかね。それから、消防団4部の消防格納庫横倉庫のほうに保管をしております。

備蓄品の管理状況については、先ほど報告をしたとおり、管理台帳で管理をして、その都度点検には行っております。

以上です。

○西原好文議長

9番 淵上君。

○淵上正昭議員

賞味期限の点検方法とか、管理台帳で管理をしているということでございますけれども、防災広場にどこにどういうふうなものがあって、例えば、担当職員ではなくて、誰かが行って、それを持ってこにゃいかんというときに、どこに何があってというのが一目瞭然になっているのかですね。管理台帳を見れば、ああ、ここには何があって、どこのところに何になっているとか、そういうふうになっているのか、それとも、ただ管理台帳だけがあって、よくよく探さんとどけあるかわからないという状況なのか、ちょっとそこらの確認をさせてください。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

淵上議員の再質問ということで、備蓄品の管理状況について、例えば、うちの防災の担当が行って、担当だけわかるような格好じゃなくて、いざ災害があったときに、ほかの職員が行っても一目瞭然にわかるように倉庫の整理がついているかということでもありますけど、そこまでは整理ができていないかなというふうに思います。今言われたことを受けて、今後備蓄品の倉庫についても誰が見てもわかるような格好、それとまた、アレルギー対応食がどこ

にあるかということも、ほかの職員が見てもわかるような管理状況にしていきたいというふうに思います。

以上です。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、避難場所の運営管理についてお尋ねをしたいというふうに思います。

その中の1点目です。避難所の収容人数の算定基準についてお尋ねをいたします。

町が指定している避難所の避難人数というのは何か多いように思います。ですので、この目安となる算定基準をお示しいただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

淵上議員の避難所の収容人数の算定基準はどうなっているかという御質問ですけど、各避難所においては1人当たり約2平米で算定をしております。これは国の算定基準というのはございません。しかし、県の地域防災計画とか町の地域防災計画において、1人当たり最低2平米以上が望ましいという計画になっておりますので、それをもとに一応収容人数については算定しているところであります。

以上です。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

1人当たり2平米以上ということですね。

実は地域防災計画の中の指定避難所の例えばB&Gの体育館であったりとか、老人福祉センターであったりとか、町の公民館であったりとか、ふれあい交流センター、小学校体育館、中学校体育館、こういったことで避難所が指定をされております。そこの中の収容人員を見ると、ここで言えば指定避難所が4,500人ぐらいトータルでなるわけですね。2平米ということで計算しよったら、床面積をそのまま2平米で割ったという形にどうもなっているみた

いでもんね。

私が何を言いたいかというと、例えば、ちょっと想像してもらえば、小学校なら小学校の体育館に行きました。そこが1,000平米ありますと。それを2で割れば500人でもんねと。しかし、避難してきた方は歩くところも要れば、いろんなものが要るわけですね。それから、余裕のある方は荷物を持ってきたりとか、それではちょっと。県がこうしているからということではなくて、大体通路を全体から2割ぐらい引いて、そして、荷物等も仮に考えた場合は3平米ぐらいとか、あるいは場所によっては部屋も延べ床面積に入っています。学校の体育館とか小部屋があったりとかするのは、例えば、冬場あたりで私がインフルエンザにかかっていると。そういう人たちは隔離をするというか、そういうものが必要になってくるんだろうというふうに思いますので、先ほど言いましたように、2平米でざっくり言われるというのはいかなものかというふうに思いますので、ここの辺については検討をしていただきたいというふうに思っています。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の御指摘ももっともだと思います。建物の床面積を2で割って収容人員にするということであれば、玄関口からずらい人が並んでいるという状況でありますし、今まではもしかするとそれでも済んでいたのかもしれませんが、実際、これに基づいて避難をせんばらんという状況になっているものですから、やはりそういう意味でも時代が変わっているんだということだと思いますので、実行可能というんですか、想像力をたくましくして、昨年のある大雨で本当に四千数百名の方に避難指示をしたわけですから、実際、避難指示をしていただくとした場合に、どこの方にどこに逃げていただくとか、どういう方はどういうところじゃないといけないのかということを具体的に想像力を働かせてやらんばいかなんということは、実は先日の防災会議の中でも御指摘をいただきました。わざわざ車椅子の方を2階に避難してもらわなくても、1階があるなら1階でもいいじゃないかというような御指摘もいただきましたし、まさに赤子を抱えておられる方をほかの人と同じように扱うわけにはいかなないというふうなこともありましたものですから、ここは、先ほどから御指摘いただいている前提というんですか、条件というんですか、基準をはっきりさせた上で、それに基づいた具体的なシミュレーションをしっかりしていかなんばいかなんかだと思います。

1つ今回新たにわかったのが、町の施設でいけば、さわやかスポーツセンターが実は今避難所に入れておりません。こうしたものも今まで町で新しく整備した施設ができたときに、きちんとそういうのが入れられていたかということもありますし、御存じのとおり、今回、みんなの公園も整備をするわけでありますから、こうしたもう一度実際避難場所として用意ができる場所がどこなのかということも、きちんとまずそれを把握した上で、もっと現実味のある避難者の配分というんですか、計画というのを立てていかんばいかんというふうに思っておりますので、ぜひそこはやらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

9番 淵上君。

○淵上正昭議員

一度しっかりと見直しというか、県がこうしているからこうするじゃなくて、本当に必要な人数を割り当てていくということで、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、2点目ですけれども、車中、あるいはテントで避難生活を送る避難者への対策についてお尋ねしたいというふうに思いますけれども、これは字のごとく、車の中で生活される方、あるいはテントを立てて、そこで暮らされる方、いわゆる避難所外で避難される方が熊本でも多く見られたと。そのことが大きな課題というふうになりました。

それで、こういうことを踏まえて、私、地域防災計画はそれしか持っていなかったものですから、平成29年6月に新たに幾つかの修正をされております。その中に指定避難所に準じた運営を行えるよう、地域住民や企業等も含め、体制を検討するというふうになっておりますが、どのような検討をされたのか、あるいは検討はまだできていないのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

それでは、淵上議員の質問ですけど、車中やテントなどで避難生活を送る避難者への対策はということで、前のうちの地域防災計画の修正をしたときに、そういった車中での避難をされる方も一般の方と同様の対策をとっていくというようなことで修正を加えたわけですけど、基本的には車中泊者への特別な対策は現在とっておりません。

というのは、これは国の考え方があるんですけど、災害発生時には自動車内やテントではなく、町が指定した指定避難所に避難をしてもらうのが基本であるということで考えております。

しかし、実際に熊本の地震等が発生をしたときには、どうしても指定避難所には避難ができないという方もいらっしゃいます。ですので、そういった方は一般の避難をされている方と同様に、例えば、避難をされたら、一般の避難所については必要な食料とか物資の配布とかもするわけですけど、それから、保健師等による巡回健康相談等も行うわけですので、そういった車中とかテントで避難をされる方についても一般の方と同様の対応をしていくということで、特別な対策についてはとっていないということであります。

以上です。

○西原好文議長

9番 淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。基本は、避難所に当然来ていただくということでございますので、そのためには、先ほど何で車中とかなるかというのと、授乳をされる方とか、身体的にというか、要するに、人と一緒にできない。だから、そういうとは、先ほど言いましたように、いろんなところの部屋を活用したり、それから、洗濯物をするときにも一緒ににはされないとか、いろんなもろもろがあって、どうしても皆さんと一緒にいたら私はいけんということから車中とかテントにされるわけで、もちろんそういう方がおられることは事実ですので、あとはエコノミー症候群にならないようにとか、そういった手だてもせにやいかんし、そこはしっかりと、いや、避難所に来てもらえれば、女性でも乳飲み子を持った人でもうちはオーケーですよという体制をつくらないと、そこは減らないということになりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと。手短にお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど総務課長答弁いたしましたけれども、国としては車中泊じゃなくてというふうに言っていますから、町としてはそうですもんねと言いつつ、江北町の地域防災計画には車中泊をしておられる方も指定避難所に準じた運営が行えるように体制を検討するとまさに書いて

ているわけですから、ある意味、自己矛盾したような答弁をしてしまったなというふうに思ったものですから、あえて私が申し上げばいかんかなと思います。

先ほどおっしゃったように、今は結構車も大きな車をお持ちで、7人乗りだ、8人乗りだ、リクライニングシートがついていて、逆に言うと、自分の部屋よりも快適なぐらいの車をお持ちの方もいらっしゃるわけですし、先ほどおっしゃったように、プライバシーも配慮ができたり、逆に確保ができたり、今何かスモークというのですか、とかカーテンみたいなやつもあったりするものですから、やはり一定のそういう車中泊をされる方がおられると。場合によっては積極的に車中泊を選ばれる方ももしかするといらっしゃるんじゃないかなというふうに思います。あとはやはりその把握とその後のコンタクトが大事なんだろうというふうに思うんですよね。

ここから先は大変申しわけないんですが、まさに防災計画に書いておきながら、何一つまだ検討していなかったから、そこは恥をしのいで、逆に言うとこれから具体的に検討せんばいかんなど。例えば、オートキャンプ場じゃないですけど、あらかじめ車中泊を前提としていいのかどうかというのものもあるんですけど、もし仮に車中避難をすれば、ここにみたいなことである程度把握ができるようなことも想定をするのか、もしくは連絡手段があるかどうかなんですけれども、仮にどこかに車中泊をされていたとしても、そういう地域のコミュニティみたいなものというのですか、例えば、区長さんには、うちの区の人たちは避難所のここに固まっておられるのと、あとは、車中泊であそこにこの方とこの方とこの方がおられるみたいな、いざ、何かあったときに、もちろん区長さんが安全じゃないといけないんですけれども、区長さんは住民の皆さんとつなぐ大変重要な役割を果たしていただくというふうに思いますものですから、そうしたことも含めて、具体的に想像力を働かせて想定していきたいと思います。大変失礼いたしました。

○西原好文議長

9番 淵上君。

○淵上正昭議員

わかりました。ぜひそのように検討をしていただきたいと思います。

そして、3点目ですけれども、避難所運営マニュアルが平成27年4月に策定をされております。私、今まで訓練をしたとか、見聞きがありませんので、恐らく実際のところ訓練はなされていないんだろうというふうにこっちで勝手に決めてお話しさせていただきますが、よ

ろしいですか。

それともう一つは、車中、テントなどで避難生活を送る避難所外避難者に対する対応マニュアルの策定はされているのかということで御答弁をお願いしたい。手短にお願いします。訓練をしたか、あるいは車中とかテント、そのマニュアルが作成されているか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務課長。

○総務課長（山中晴巳）

淵上議員の質問にお答えしたいと思いますけど、避難所運営の訓練というのは、職員の訓練ということで答弁いいですかね。

江北町の避難所運営マニュアルについては、平成24年6月に策定をしております。しかし、実際にマニュアルを使つての職員に対する運営訓練については行っておりません。

それからもう一つが、車中泊者等に対する避難のマニュアルをつくっているかということですが、それもできておりません。

以上です。

○西原好文議長

9番淵上君。

○淵上正昭議員

国が公表している避難所運営ガイドラインは、基本的には地域の町民の皆さんが運用をしていくということになっております。ですので、そういう意味からも、まず、職員さんが避難所をつくる上でのどういうふうなことをせにやいかんとか、そういうものを熟知していなければ町民の皆さん方にも指導等ができないというふうに思いますので、そういうことも踏まえて、ぜひやっていただきたいなというふうに思っています。

これは江北町のマニュアルの中にも避難所運営委員会というものを立ち上げるようになっています。ここで、避難所での課題とか問題に対処するなど、避難所の運営を円滑に進めるため、会議を開催するということになっています。だから、ほかの災害現場でもあっているのが、余りに職員がぼんと避難所に張りついたもんですから、だから、せにやいかん業務が滞ってしまって、非常にいけなかったという検証結果もありますので、だから、本来していただく区長さん、その中には区長さんとか、いろんな人が入っていますので、とにかくその避難所では住民の皆さんが主体になってしてもらわにやいかんわけですよ。だから、それ

をするためにも、皆さんがしっかり熟知をしていかないとできませんねということでお願いしておるところでございます

最後です。4点目ですけれども、防災会議の委員の総数及びその中における女性委員の数についてお尋ねをいたします。

被災地では、避難所に女性が授乳とか着がえなどをする場所がないといった女性からの強い不満の声が上がっているというふうな検証結果の報告も上がっております。このため、政府の指針では、避難所の開設当初から男性の目線が気にならない更衣室や授乳室、トイレ、女性専用のスペースを確保するよう自治体に要望している内容となっております。避難所の運営にしても3割以上は女性にするように明記されていますし、管理運営者には男女両方を配置することも提唱されておりますので、このことを考慮して、防災会議における女性委員の登用を増員することも必要でないかというふうに思いますので、その御答弁をよろしくお願ひします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず、先ほどの避難所なんですけれども、おっしゃるように、この間、私も首長向けの防災セミナーに行きましたけれども、やはり職員はある意味通常の業務もしながらということでありましたし、なかなか職員だとダイレクトにいろんなお話を聞くということになったりということなものですから、そこを具体的に何というかな、先ほどから言っているように、想像力を働かせて、どんな形にこの避難所になるのかというふうなことの中で、職員の役割というのをはっきりさせていきたいというふうに思いますし、場合によっては、今の時点で、この避難所とこの避難所はうちの担当でいえば誰々と誰々というふうにあらかじめ担当を決めておくことによって、ああ、ここは自分の持ち場だと、何かあったら、ここは避難所になって、自分が区長さんとのやりとりをせんばいかんけれどもみたいなことをふだんから意識づけるということも必要かなというふうに思いますので、そうしたこともぜひこれからやっていきたいと思ひます。

それと、防災会議における女性の登用ということなんですけれども、防災会議の委員は条例で定めがありまして、25名以内と今なっております。実際、任命をされているのが23名ということなんですけれども、このうち、現在女性は2名であります。婦人会の代表者、それ

と、食生活改善推進協議会の代表者、2名でありますけれども、御指摘のとおり、人口でいけば江北町は女性のほうが多いわけでありまして、やはり女性の視点というのは必ず必要だというふうに思います。そういう意味におきまして、今後、条例内であればあと2名ということになるわけですけれども、ぜひ女性の登用を行いたいというふうに思います。例えば、民生委員会からあえて女性の委員さんに参加をいただくとか、現在、社会福祉協議会も入っておられません。ですから、社会福祉協議会からあえて決め打ちで、局長ということではなくても、女性ということも含めて、どなたか出していただくというふうなことも考えたいと思います。

実は今、佐賀气象台の方も入っていないんですよ。オブザーバーなんですよ。佐賀气象台の方には入っていただくようにしておりますもんですから、あとお一人ということにはなるんですけれども、25名じゃなからんば本当にいかなのかどうなのかということとか、メンバーももう一度精査をして、場合によっては条例の定数をふやすとか、これが可能かどうかはまだ確認せんばいかなんですけれども、条例を変えればふやせるということであれば、ふやしてもいいというふうに思いますし、一方で、今23名いらっしゃいますけれども、本当に防災会議という場に入っていた方がいいのか、それとも、何か間接的にでも聞いていただければいい方はいらっしゃらないのかどうなのかとか、ぜひそこは女性の委員の積極的な登用という観点で、定数を含めて検証させていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

9 番 淵上君。

○淵上正昭議員

どうもありがとうございました。

○西原好文議長

9 番 淵上正昭君の一般質問をこれで終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 47 分 散会